

震災対策編

〔目 次〕

震 災 対 策 編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的	1
第 1 趣旨	1
第 2 計画の作成	1
第 3 計画の用語	2
第 2 節 飯能市の地形・地質	2
第 3 節 過去の地震の履歴	2
第 4 節 地震被害想定	3
第 1 飯能市の地震想定	3
第 2 震災対策の方針	15
第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	17
第 6 節 応急対応シミュレーション	18

第 2 章 震災予防計画

第 1 節 建築物耐震性向上不燃化計画	19
第 1 防火地域、準防火地域の追加指定	19
第 2 建築物の不燃化の促進	19
第 3 公共建築物の耐震不燃化	19
第 4 一般建築物の耐震性の向上	19
第 5 応急危険度判定体制の整備	20
第 2 節 防災都市づくり計画	21
第 3 節 地盤災害予防計画	21
第 4 節 地震火災等の予防計画	21
第 1 地震に伴う住宅からの出火防止	21
第 2 初期消火体制の充実強化	21
第 3 危険物取扱施設等の予防対策	23
第 5 節 震災に強い地域（社会）づくり計画	24
第 1 自助による市民の防災力向上	24
第 2 自主防災組織等の充実強化	26
第 3 民間防火組織	26
第 4 消防団の活動体制の充実	27
第 5 事業所等の防災体制の充実	27
第 6 節 防災教育計画	28
第 1 市職員に対する防災教育	28
第 2 防災上重要施設における研修	28
第 3 市民に対する防災教育	29

第4 事業所における防災教育	29
第5 学校における防災教育	29
第7節 防災訓練計画	31
第8節 防災活動拠点等整備計画	31
第9節 災害情報体制の整備計画	31
第10節 避難予防対策	31
第11節 物資及び資機材等の備蓄計画	31
第12節 医療体制等の整備計画	31
第13節 危険物等災害予防計画	31
第14節 要配慮者安全確保計画	31
第15節 帰宅困難者対策	32
第1 帰宅困難者の定義	32
第2 帰宅困難者数の把握	32
第3 帰宅困難者発生に伴う影響	32
第4 帰宅困難者等への啓発等	33
第5 事業所等における対策	33
第6 学校等における対策	33
第16節 事業継続計画	34
第1 基本方針	34
第2 事業継続計画の作成	34
第3 事業継続計画の発動	35
第17節 調査研究	36
第1 基礎的調査研究	36
第2 震災対策に関する調査研究	36

第3章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画	38
第1 配備体制	38
第2 市本部の設置・運営	38
第3 動員体制	41
第4 地震発生時期に応じた職員の対応	41
第5 配備要員の数及び指定	43
第6 市役所等中枢機能に被害を受けた場合の対応	43
第2節 災害情報計画	45
第1 地震情報の収集	45
第2 初動期の情報収集	46
第3 被害情報等の収集伝達	46
第4 情報の報告	49
第3節 災害通信計画	51

第4節	広報広聴計画	52
第1	広報手段	52
第2	現場広報の要領	53
第3	市民への災害情報の提供	53
第4	災害広報の協力要請等	55
第5	広聴活動	55
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	56
第6節	県防災ヘリコプター出場要請計画	56
第7節	応援協力要請計画	56
第8節	要員確保計画	56
第9節	災害救助法適用計画	56
第10節	水防計画	56
第11節	消防活動計画	56
第12節	救急救助・医療救護計画	56
第13節	避難計画	57
第1	避難情報の発令	57
第2	警戒区域の設定	58
第3	避難誘導	59
第4	避難所の開設・運営	60
第5	要配慮者・外国人安全確保対策	63
第6	救助法適用時の費用等	63
第14節	交通対策計画	64
第1	警備活動及び交通規制の要請	64
第2	運転者のとるべき措置	64
第15節	緊急輸送計画	65
第16節	食料、生活必需品及び飲料水の供給計画	65
第17節	帰宅困難者支援対策	66
第1	帰宅困難者支援体制の整備	66
第2	情報提供等	66
第3	一時滞在施設の開設・運営	66
第4	帰宅活動への支援	67
第18節	行方不明者の捜索、遺体の処置及び埋・火葬計画	68
第19節	環境衛生計画	68
第20節	応急仮設住宅対策	68
第21節	障害物除去計画	68
第22節	都市施設等の応急対策	69
第1	公共建築物	69
第2	ライフライン施設	70
第3	道路・河川施設の応急対策	71

第4 鉄道施設の応急対策	71
第23節 文教・福祉施設対策計画	72
第1 児童・生徒の安否確認	72
第2 避難所の開設支援	73
第3 応急教育	74
第4 教材・学用品等の調達及び配給の方法	75
第5 社会教育施設の応急対策	76
第6 社会福祉施設の応急対策	76
第7 文化財等の応急対策	77
第24節 要配慮者等の安全確保対策	77

第4章 震災復旧復興対策計画

第1節 復興に関する応急対応	78
第2節 復興への条件整備	78
第3節 住まいと暮らしの再建	78
第4節 安全な地域づくり	78
第5節 産業・経済復興	78

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	79
第2 市民、企業等への呼びかけ（関係各課）	80
第3 地震発生後の対応	80

第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的	82
第2 シビアコンディションへの対応	82
第3 シビアコンディションの共有と取組の実施	82

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

第 1 趣旨

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、飯能市の地域にかかる地震災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、次に掲げる必要な事項を定める。

- 1 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第 2 計画の作成

1 地域防災計画の作成

市は、飯能市防災会議を設置し、飯能市地域防災計画を作成する。また、飯能市防災会議は、飯能市地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

2 飯能市防災会議

防災会議の組織及び運営については、関係法令、「飯能市防災会議条例」、「飯能市防災会議条例施行規則」に定めるところによる。

なお、その任務等については、次のとおりである。

(1) 所掌事務

- ① 飯能市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 飯能市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 庶務

防災会議の庶務は、防災危機管理課において処理する。

資 料 編	第1章	資料1	飯能市防災会議条例
資 料 編	第1章	資料2	飯能市防災会議条例施行規則
資 料 編	第2章	資料2	飯能市防災会議名簿

第3 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 市 | 飯能市 |
| 2 市防災計画 | 飯能市地域防災計画 |
| 3 県 | 埼玉県 |
| 4 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 5 市本部 | 飯能市災害対策本部 |
| 6 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| 7 災対法 | 災害対策基本法 |
| 8 救助法 | 災害救助法 |

第2節 飯能市の地形・地質

「風水害・事故災害対策編－第1章－第2節－第1 自然的条件」を準用する。

第3節 過去の地震の履歴

この30年間における本市付近を震源とする比較的大きな地震をまとめてみると、昭和63年に市北西部で頻発した地震や平成3年5月に発生した日高市女影の地震及び平成6年12月に発生しガラスが割れる被害（青梅市）をもたらした青梅市成木の地震などは直接市に関連した地震として注目される。

また、市では山地部で発生した地震の深さは浅く、平野部での地震は震源が深いという特徴があるが、これまで地震による被害自体は極めて少ない。

第4節 地震被害想定

市に大きな被害をもたらすであろうことが予測される地震として、埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）、を基に被害予測を整理する。

第1 飯能市の地震想定

1 想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化する。ことから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

○ 季節・時刻3ケース

- ・冬5時 — 大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・夏12時 — 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬18時 — 火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

○ 風速2ケース

- ・3m/s — 平均的な風速のケース
- ・8m/s — 強風のケース

2 想定地震

国の中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」や地震調査研究推進本部による地震の評価結果を考慮し飯能市に最も大きな影響を及ぼす地震として「立川断層帯による地震（破壊開始点：北）」を想定する。

【埼玉県の想定地震における飯能市の震度】

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	破壊開始点	飯能市の震度	説明
活断層型	立川断層帯地震	7.4	北	6強	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%
			南	6弱	
	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	北	6弱	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
			中央	6弱	
海溝型	東京湾北部地震	7.3	—	5強	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	—	5強	
	元禄型関東地震	8.2	—	5強	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

活断層による地震動の推計に当たっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。関東平野北西縁断層帯は3点（北、中央、南）、立川断層帯は2点（北、南）のパターンを設定した。

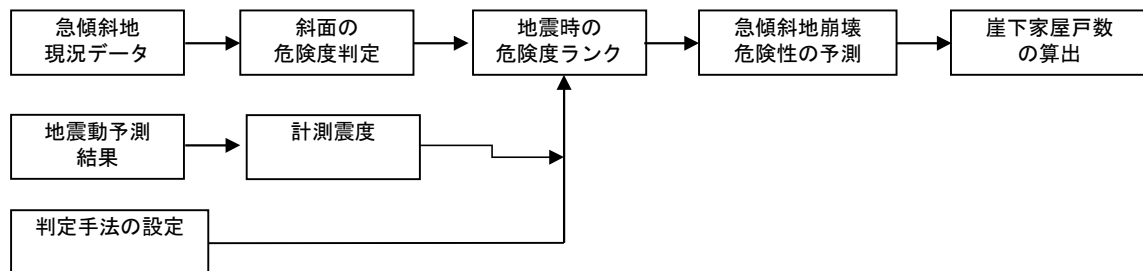
【活断層の破壊開始点】



3 急傾斜地崩壊危険度に関する検討

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）は土砂災害のひとつであり、雨や地震などの影響によって土の抵抗力が弱まり、突然斜面が崩れ落ちる現象である。斜面の傾斜が 30° 以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所としている。この項目では、これらの急傾斜地における地震時の被害について検討を行う。

【地震時における斜面被害の相対的な危険度予測フロー】



【急傾斜地の危険度判定基準】

大項目	小項目		点数
	データ項目		
① 斜面高 (H) m	・ 斜面の高さ	$50 \leq H$	10
		$30 \leq H < 50$	8
		$10 \leq H < 30$	7
		$H < 10$	3
② 斜面勾配 (α)	・ 傾斜度	$59^\circ \leq \alpha$	7
		$45^\circ \leq \alpha < 59^\circ$	4
		$\alpha < 45^\circ$	1
③ オーバー ハング	・ 横断形状	オーバーハングあり	4
		オーバーハングなし	0
④ 斜面の地盤	・ 地表の状況	亀裂が発達・開口しており転石・浮石が点在する	10
		風化・亀裂が発達した岩である	6
		礫混じり土、砂質土	5
		粘質土	1
		風化・亀裂が発達していない岩である	0
⑤ 表土の厚さ	・ 表土の厚さ	0.5m以上	3
		0.5m未満	0
⑥ 湧水	・ 湧水	有	2
		無	0
⑦ 落石・ 崩壊頻度	・ 崩壊履歴	新しい崩壊地がある	5
		古い崩壊地がある	3
		崩壊地は認められない	0

(日本道路協会道路震災対策委員会, 1986)

【地震時における斜面被害の相対的な危険度ランク】

基準要素点 計測震度	13点以下	14～23点	24点以上
6.0以上	A	A	A
5.5以上～6.0未満	B	A	A
5.0以上～5.5未満	C	B	A
4.5以上～5.0未満	C	C	B
4.5未満	C	C	C

(日本道路協会道路震災対策委員会, 1986)

○ (相対的な) 地震時危険度ランクA, B, C>の説明

- ・ ランクA : 斜面被害の危険性が高い
- ・ ランクB : 斜面被害の危険性がやや高い
- ・ ランクC : 斜面被害の危険性が低い
- ・ 対策工が既成の場合は、地震時危険度ランクをCとする。

【危険度ランク別市内危険箇所数：立川断層帯（破壊開始点：北）】

危険度	箇所数
A	71
B	222
C	10

4 急傾斜地崩壊による人的被害

急傾斜地崩壊による人的被害予測は東京都防災会議（1991）2の手法に従い、1967 年から1981 年までの崖崩れの被害実態から求められた、被害棟数と死者数・負傷者数との関係式を用いて、人的被害数を算出した（ここで木造建物の大破棟数は、全壊棟数×0.7 に等しいものとされている）。

$$\begin{aligned} (\text{死者数}) &= 0.098 \times (\text{急傾斜地崩壊による全壊棟数}) \times 0.7 \\ &\quad \times (\text{木造建物内滞留者人口比率}) \end{aligned}$$

$$(\text{負傷者数}) = 1.25 \times (\text{死者数})$$

$$(\text{重傷者数}) = (\text{負傷者数}) \div 2$$

ここで、（木造建物内滞留人口比率）

$$= (\text{発生時刻の木造建物内滞留人口}) \div (\text{木造建物内滞留人口の24時間平均})$$

【急傾斜地被害による人的被害予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

	死者	負傷者	うち重傷者
冬 5時	1	1	0
夏12時	0	0	0
冬18時	0	0	0

【急傾斜地崩壊による建物被害予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

全壊数	全壊率 (%)	半壊数	半壊率 (%)
5	0.45	12	1.06

5 液状化予測

液状化判定については、各規準の中で種々の判定方法が示されている。「埼玉県地震被害想定調査報告書：平成26年3月」では、「道路橋示方書（2012）」の方法に準じた判定を行っている。

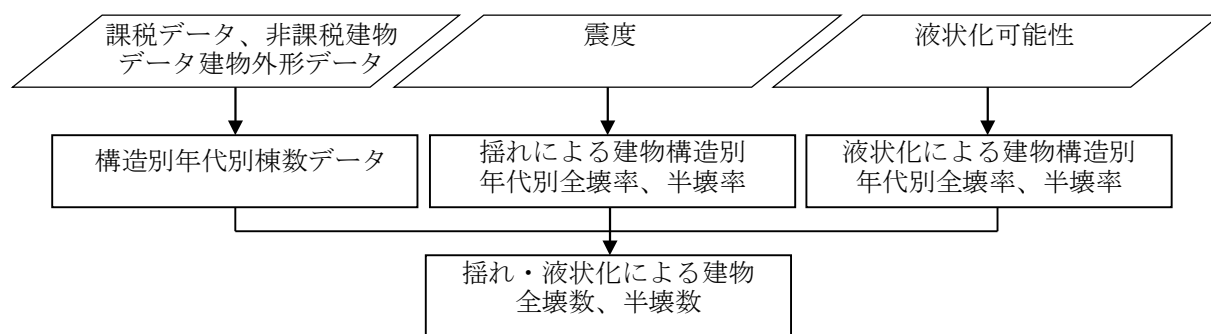
市は、基本的に洪積地盤に位置しており道路橋示方書では、判定対象外となること、また、埼玉県地震被害予測システムによっても液状化しないと判定されていることから、液状化は生じないと判断される。

6 建物被害の想定

地震に伴う揺れや急傾斜地崩壊によって、住宅・建築物が倒壊し、大きな被害が発生する。被害の程度は建物の構造、建築年代によって大きく異なり、特に新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築された木造住宅では阪神・淡路大震災で見られたように大きな被害が予想される。

このようなことを踏まえ、本項目では固定資産課税データなどを基に、詳細な年代・構造別の建物現況データを作成し、これ元に建物被害を想定した。

【建物被害予測フロー】



被害率テーブル

木造：6区分（S37以前／S38～S46／S47～S55／S56～H元／H2～H13／H14以降）

非木造：3区分（S46以前／S47～S55年／S56年以降）

【市内の建物棟数】

木造建物							非木造建物				合計 棟数
S37 以前	S38～ S46	S47～ S55	S56～ H元	H2～ H13	H14 以降	小計	S46 以前	S47～ S55	S56 以降	小計	
3,638	3,330	5,270	5,259	7,860	3,903	29,260	604	1,326	6,002	7,328	36,588

【木造建物被害予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

被害の原因	全壊数	全壊率（%）	半壊数	半壊率（%）
揺れ	105	0.28	946	2.54
液状化	0	0.00	0	0.00
揺れ+液状化	105	0.28	946	2.54

【非木造建物被害予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

被害の原因	全壊数	全壊率（%）	半壊数	半壊率（%）
揺れ	11	0.03	82	0.22
液状化	0	0.00	0	0.00
揺れ+液状化	11	0.03	82	0.22

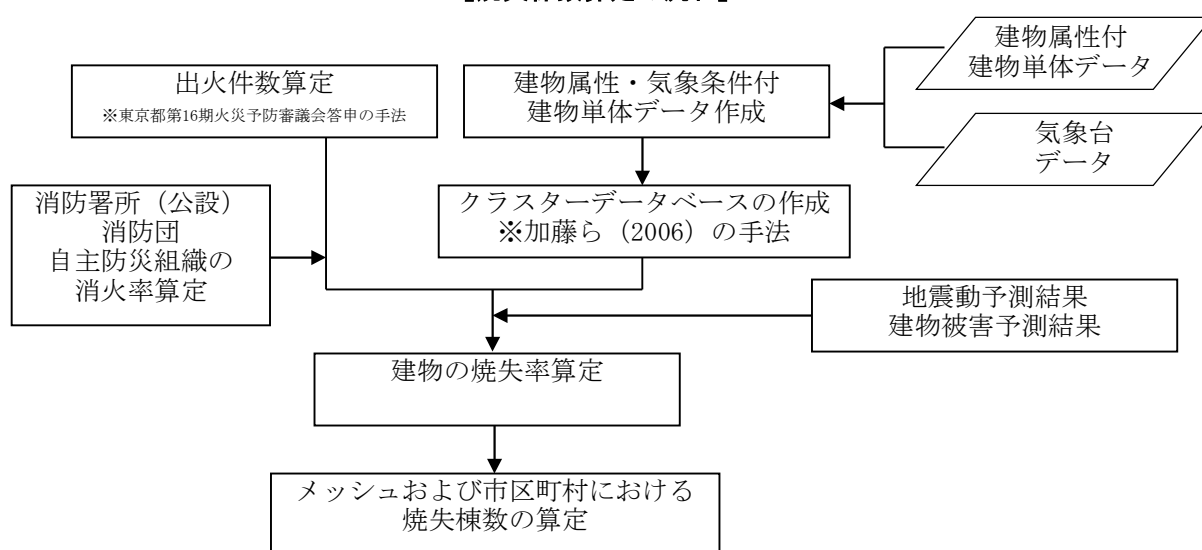
7 出火・延焼被害の想定

地震時には建物の被害に加えて、火災による被害が発生する。阪神・淡路大震災においては、木造建物の密集地域において大きな被害が発生した。

火災被害の程度は建物の構造に加えて、建物の密集度合い、地震発生時の時刻や風向風速によっても延焼の程度が大きく異なる。また、消防車の台数や消火に必要な水利がどの程度確保できるか（消防力）は、消火活動に大きく影響する。

このようなことを踏まえ、本項目では、複数の季節、時刻、風速について焼失棟数の想定を行った。

【焼失棟数算定の流れ】



【出火件数予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

季節 時刻	火気器具・伝熱器具		電気機器 ・配線	化学薬品	ガス漏洩	危険物 施設	出火件数 合計
	建物圧壊 以外	建物圧壊					
冬 5時	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2
夏12時	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.5
冬18時	0.9	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	1.1

【焼失棟数予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

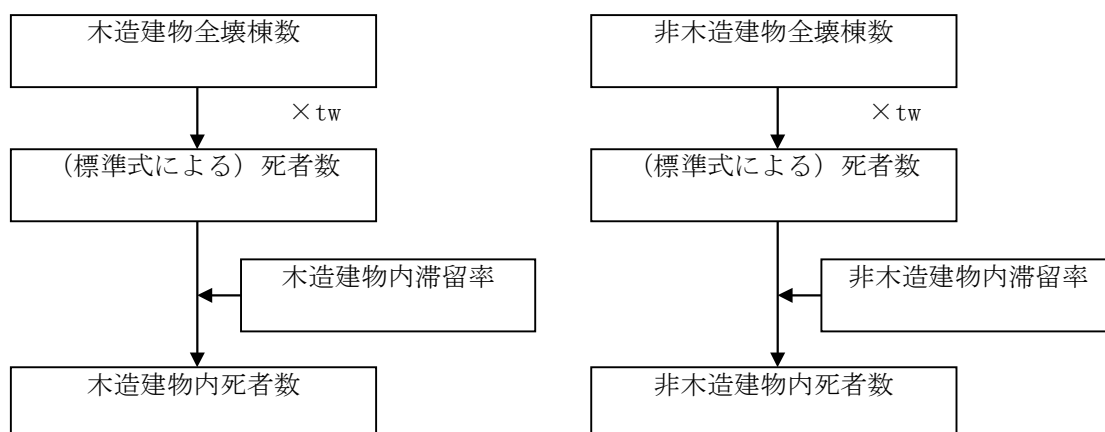
風速	冬5時		夏12時		冬18時	
	焼失棟数	焼失率 (%)	焼失棟数	焼失率 (%)	焼失棟数	焼失率 (%)
3m/s	4	0.01	8	0.02	19	0.05
8m/s	4	0.01	8	0.02	20	0.05

8 人的被害の想定

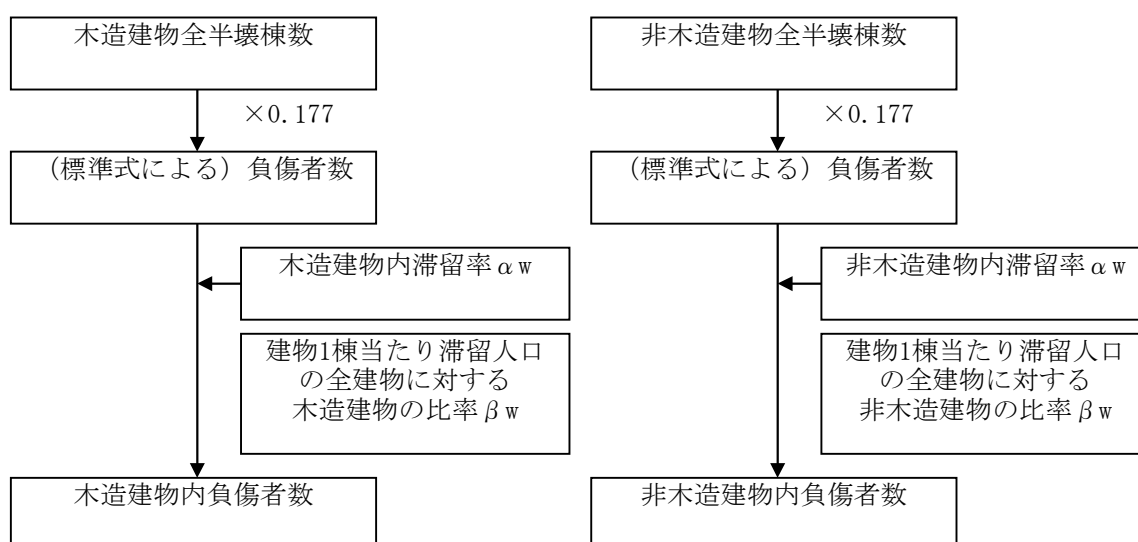
建物及び出火炎焼による被害想定結果と人口データを基に、建物の倒壊や地震火災による死傷者数及び避難を強いられる避難者数、帰宅困難者数を想定した。

(1) 揺れによる建物倒壊による人的被害

【揺れによる建物倒壊に伴う人的被害の予測手順（死者数）】



【揺れによる建物倒壊に伴う人的被害の予測手順（負傷者数）】



【揺れによる建物倒壊に伴う人的被害予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

	死者	負傷者	うち重傷者
冬5時	8	173	10
夏12時	3	117	8
冬18時	5	117	7

(2) 火災による人的被害

① 死者数の想定

火災による死者数は以下の3つの要因による死者数を合計して算出した。

ア 炎上出火家屋からの逃げ遅れ

(炎上出火家屋内から逃げ遅れた死者数) = $0.046 \times \text{出火件数} \times (\text{屋内滞留人口比率})$

ここで、(屋内滞留人口比率) = (発生時刻の屋内滞留人口) ÷ (屋内滞留人口の24時間平均)

イ 倒壊による家屋内の救出困難者の発生とその後の焼失

(閉込めによる死者数)

= (倒壊かつ焼失家屋内の救出困難な人) × (1 - 生存救出率 (0.387))

ここで、(倒壊かつ焼失家屋内の救出困難な人)

= (1 - 早期救出可能な割合 (0.72)) × (倒壊かつ焼失家屋内の要救助者数)

(倒壊かつ焼失家屋内の要救助者数)

= (建物倒壊による自力脱出困難者数) × (倒壊かつ焼失の棟数 / 倒壊建物数)

ウ 延焼拡大時の逃げ惑い

諸井・武村 (2004) による関東大震災における「火災による死者の増加傾向」に係る推定式から逃げ惑いによる死者数を算出した。

$\log \{ (\text{全潰死者数} + \text{火災死者数}) / (\text{全潰死者数}) \} = 1.5 \times \text{世帯焼失率}$

ここで、全潰死者数 = 全壊死者数、世帯焼失率 = 焼失世帯数 / 全世帯数

② 負傷者の想定

火災による負傷者数は以下の2つの要因による負傷者数を合計して算出した。

ア 炎上出火家屋からの逃げ遅れ

(出火直後の火災による重傷者数) = $0.075 \times \text{出火件数} \times (\text{屋内滞留人口比率})$

(出火直後の火災による軽傷者数) = $0.187 \times \text{出火件数} \times (\text{屋内滞留人口比率})$

ここで、(屋内滞留人口比率) = (発生時刻の屋内滞留人口) ÷ (屋内滞留人口の24時間平均)

イ 延焼拡大時の惑い

(閉込めによる死者数)

(延焼火災による重傷者数) = $0.0053 \times \text{焼失人口}$

(延焼火災による軽傷者数) = $0.0136 \times \text{焼失人口}$

ここで、焼失人口 = (市区町村別焼失率) × (発生時刻の市区町村別滞留人口)

【火災による人的被害予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

	風速3m/s			風速8m/s		
	死者	負傷者	うち重傷者	死者	負傷者	うち重傷者
冬 5時	0	0	0	0	0	0
夏12時	0	0	0	0	0	0
冬18時	0	1	0	0	1	0

(3) 避難者の想定

避難者は、全壊、半壊、焼失建物の市民が避難所にする人数を予測し、さらに断水の状況より、断水世帯の市民が避難する人数を予測して、それらを合計することで人数を予測する。

全避難生活者数

$$= (\text{全壊建物棟数} + 0.13 \times \text{半壊棟数}) \times \text{市町村別の1棟当たり平均人員数} \\ + \text{断水人口} \times \text{断水時生活困窮度}$$

生活困窮度：(当日・1日後) 0.0 ⇒ (1週間後) 0.25 ⇒ (1か月後) 0.90

避難所避難者と避難所外避難者の割合

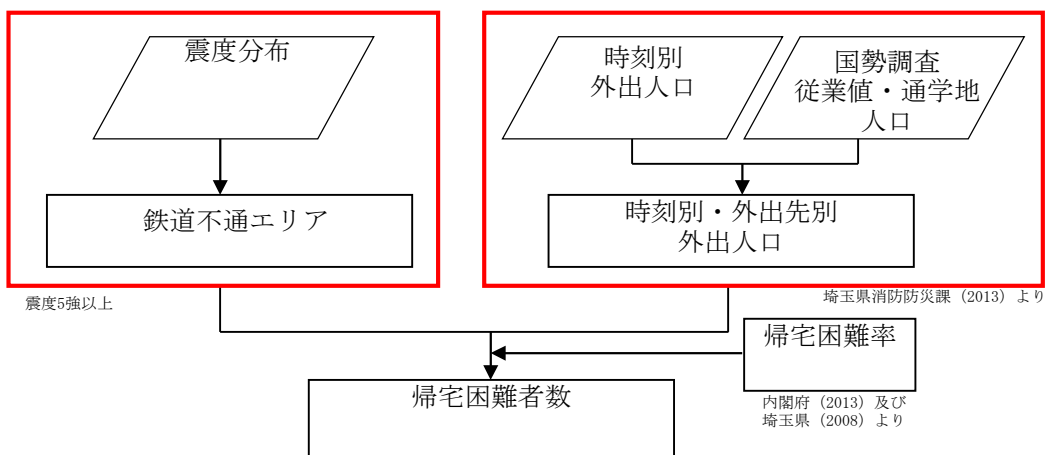
(当日・1日後) 60 : 40 ⇒ (1週間後) 50 : 50 ⇒ (1か月後) 30 : 70

【避難者予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

		風速3m/s			風速8m/s		
		避難者 (人)	うち避難所 避難者 (人)	うち避難所 外避難者 (人)	避難者 (人)	うち避難所 避難者 (人)	うち避難所 外避難者 (人)
1日後	冬5時	570	342	228	571	342	228
	夏12時	579	348	232	580	348	232
	冬18時	605	363	242	608	365	243
1週間後	冬5時	678	339	339	678	339	339
	夏12時	687	343	343	688	344	344
	冬18時	712	356	356	715	358	358
1か月後	冬5時	570	171	399	571	171	399
	夏12時	579	174	405	580	174	406
	冬18時	605	181	423	608	182	426

(4) 帰宅困難者の想定

【帰宅困難者予測フロー】



【飯能市の帰宅困難者数予測：立川断層帯（破壊開始点：北）】

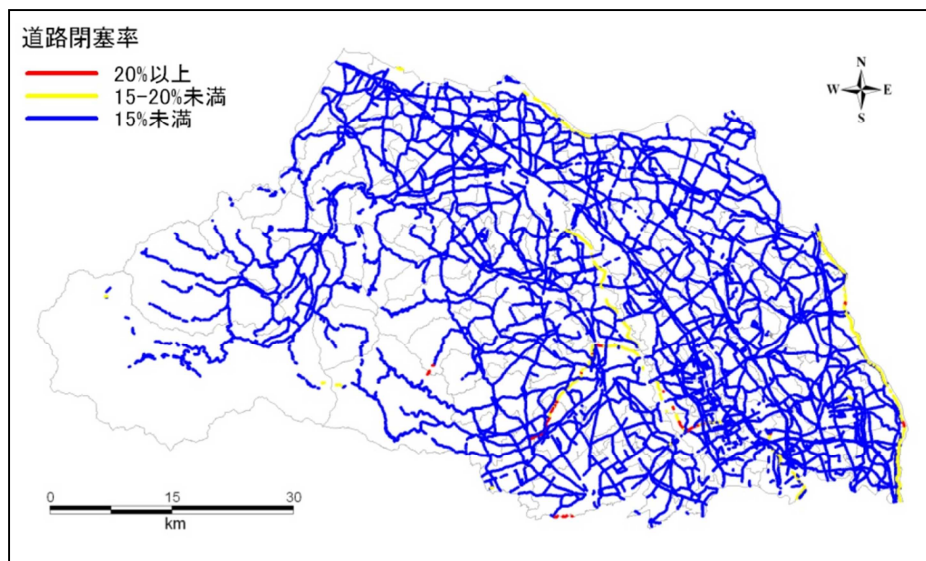
	平日		休日	
	12時	18時	12時	18時
帰宅困難率：内閣府（2013）	6,710 人	4,030 人	6,708 人	4,142 人
帰宅困難率：埼玉県（2007）	7,912 人	4,287 人	7,953 人	4,502 人

9 交通施設の被害想定

(1) 道路の閉塞率

市内道路の閉塞率はいずれも15%未満であり、閉塞による深刻な被害は想定されていない。

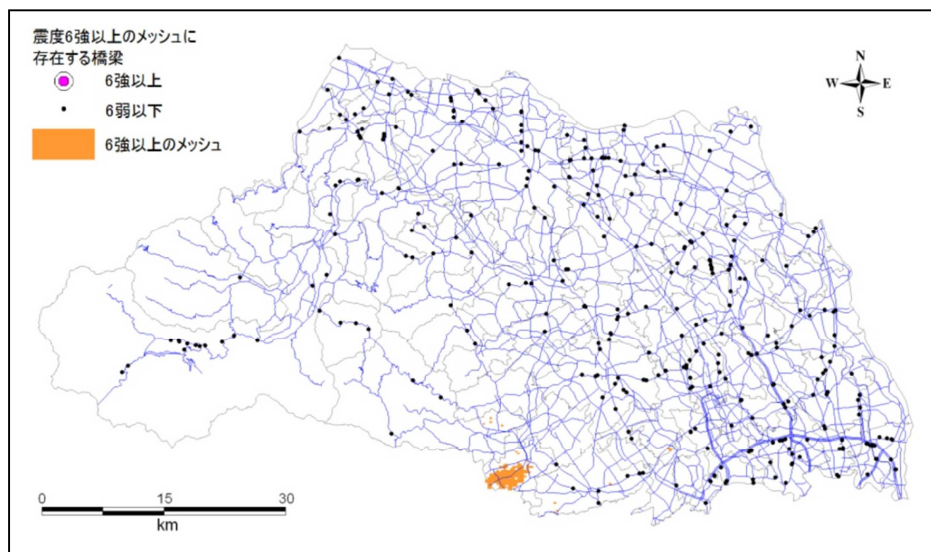
【細街路閉塞率分布図：立川断層帯（破壊開始点：北）】



(2) 橋りょう施設被害

市内の主な橋りょうはいずれも震度6弱以下の想定となっており、深刻な被害は想定されていない。

【橋梁施設被害：立川断層帯（破壊開始点：北）】



10 ライフライン施設被害の想定

本項目では、ライフライン被害として、電力、通信、都市ガス、上水道、下水道について被害の想定を行った。さらに、これらの被害の復旧日数等についても想定した。

(1) 電力の被害想定

電力の被害予測については東京都（2006）の手法をもとに想定した。

【停電被害予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

		風速3m/s			風速8m/s		
		停電世帯数	停電人口	停電率 (%)	停電世帯数	停電人口	停電率 (%)
直後（火災なし） （風速設定なし）		2,918	7,889	9.44	—	—	—
1日後	冬5時	446	1,207	1.44	447	1,207	1.44
	夏12時	450	1,215	1.45	450	1,216	1.46
	冬18時	459	1,240	1.48	460	1,243	1.49

【単位被害当たりの応急復旧人員・日数】

区分	作業効率	条件等
電柱	3.6（人日/基）	- 標準仕様のコンクリート柱（14～15m）を架設する。 - 変圧器、開閉器類を平均して加算する。

- ・復旧専用車両を使用した場合の作業効率である。
- ・電柱の物的被害については、折損・倒壊といった供給支障につながる被害を対象としている。そこで、物的被害全量に対し架設電柱を設置するものとした。

東京都（1997）より

(2) 通信の被害想定

通信の被害予測については東京都（2006）の手法をもとに想定した。

【不通回線被害予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

	風速3m/s		風速8m/s	
	不通回線数	不通率 (%)	不通回線数	不通率 (%)
冬5時	12	0.03	12	0.03
夏12時	15	0.04	15	0.04
冬18時	22	0.06	23	0.06

【携帯電話不通ランク予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

	風速3m/s			風速8m/s		
	停電率 (%)	不通率 (%)	ランク	停電率 (%)	不通率 (%)	ランク
冬5時	1.4	0.0	—	1.4	0.0	—
夏12時	1.5	0.0	—	1.5	0.0	—
冬18時	1.5	0.1	—	1.5	0.1	—

【単位被害当たりの応急復旧人員・日数】

区分	作業効率	条件等
指示物	0.9（人日/基）	新設または建入れ直し

東京都（1997）より

(3) 都市ガスの被害想定

都市ガスの被害予測については東京都（2006）の手法をもとに想定した。

【都市ガス被害予測：立川断層帯（破壊開始点：北）】

供給停止件数	供給停止率（％）
7,372	76.2

復旧作業効率は、中央防災会議（2004）を参考に以下のように設定した。

○復旧作業効率（復旧件数 / 班・日）= 21.4

(4) 上水道の被害想定

上水道の被害予測については東京都（2006）の手法をもとに想定した。

【排水管・断水予測：立川断層帯（破壊開始点：北）】

被害箇所数	被害率 （箇所/km）	断水率（％） （1日後）	断水世帯数 （1日後）	断水人口（人） （1日後）
21	0.04	7.8	2,413	6,524

【上水道の復旧作業に必要な人員及び作業効率】

	1班あたりの必要人員	応急復旧作業効率
送水管・配水本管	職員2人、作業員16人	0.5件/班・日
配水小管	職員2人、作業員8人	1.09件/班・日

東京都（1997）より

(5) 下水道の被害想定

下水道の被害予測については東京都（2006）の手法をもとに想定した。

【高圧洗浄車1台当たりの応急復旧作業人員と作業効率】

1台当たり必要人員	応急復旧作業効率
清掃技師 1人 作業員 3人 特殊運転手 1人 普通運転手 1人	200m/（班・日）
計 6人	

東京都（1997）より

11 災害廃棄物の想定

内閣府（2013）による手法を採用した。

- ・建物の全壊・焼失による「災害廃棄物」発生量について算定した。
- ・「災害廃棄物」は厚生省（1998）「震災廃棄物対策指針」におけるがれきの発生量の推定式を採用した。

下に示す厚生省（1998）「震災廃棄物対策指針」におけるがれき発生量の推定式を用いた。原単位としては、阪神・淡路大震災の際の種別原単位を用いた。

$$Q_i = s \times q_1 \times N_i$$

Q_i : がれき発生量

s : 1 棟当たりの平均延床面積（平均延床面積）（ $\text{m}^2/\text{棟}$ ）

（市町村提供データから全県平均を算出 木造：189.1 m^2 、非木造：506.2 m^2 ）

q_1 : 単位延床面積当たりのがれき発生量（原単位）（ t/m^2 ）

N_i : 解体建築物の棟数（解体棟数＝全壊・焼失棟数）（棟）

【災害廃棄物予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

	風速3m/s		風速8m/s	
	災害廃棄物 （万トン）	災害廃棄物 （万 m^3 ）	災害廃棄物 （万トン）	災害廃棄物 （万 m^3 ）
冬5時	2.0	1.3	2.0	1.3
夏12時	2.1	1.4	2.1	1.4
冬18時	2.3	1.5	2.4	1.5

12 ブロック塀・屋外落下物等の被害

内閣府（2013）を参照し、愛知県と東京都（1997）による木造棟数と塀件数との関係を用いて推定行った。

【ブロック塀等の屋外危険物現況推定結果】

倒壊対象のブロック塀 （箇所）	倒壊対象の自動販売機 （箇所）	落下危険物が存在する 非木造建物（棟）
5,412	188	10

【ブロック塀等の屋外危険物被害予測結果：立川断層帯（破壊開始点：北）】

ブロック塀倒壊数 （箇所）	自動販売機倒壊数 （箇所）	落下物発生建物数 （棟）
2,408	28	60

13 その他の想定

工学的に解明されている事象については、精度が高く想定可能であるが、工学的に解明されていない事象については定量化されていないほか、都市空間・システムの被災状況については想定されていない。このことから、想定外の事象についても考慮しておく必要がある。

第2 震災対策の方針

市の震災対策は、埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）、埼玉県地域防災計画（平成26年3月）の成果や東日本大震災の教訓を踏まえ、次に示す項目から作成する。

1 東日本大震災の教訓を生かす

今後起こりうる地震災害において被害の軽減や二次災害の防止と迅速な応急復旧対策を実施するためにも、次に示す東日本大震災の教訓を生かし、震災対策へ反映することが重要である。

- これまで地震・津波の想定は、当該地域で過去数百年間に経験してきた地震・津波を再現することを基本としてきたが、今回の東日本大震災を想定することができなかった。
- 地震・津波に合わせて原子力災害が同時に発生し災害対応をより困難なものにした。
- 各種の災害対策は災害想定に基づき実施されてきたところである。しかし、そのことが災害を防ぐことができるとの過信につながり、一部地域においては被害を拡大させた可能性がある。
- 津波警報下で避難誘導等を行った警察官、消防職団員等においては、多くの市民を無事に避難させることができた一方、そのために犠牲になった者がいた。
- 被災した市町村においては、災害応急対策、被災者支援等の業務が増大し、対応能力の限界を超えたり、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かった。
- 通信の途絶等のため、被害の把握や被害状況の報告・発信等が行えない状況が多く発生した。このため、国や県においては、発災当初、被災市町村の実情を全く把握できなかったこともあった。
- 被災した地方公共団体の多くは、災害時に他の地方公共団体等から応援を受ける計画を持っていなかったため、応援の受け入れが円滑に進まなかった。
- 地区の集会所や個人の住宅等、避難所として指定されていない場所が避難所となった例が多いこと、ライフラインの途絶した場所にも避難所が設けられたことから、これらの場所への救援物資の供給等の支援が十分に行われなかった。
- 日頃から行政と地域住民が一体となって訓練を実施していた避難所では、円滑な避難所運営が行われた一方、一部の避難所では、適切な運営が行われなかった。
- 地方公共団体は、一時的に難を逃れる場所としての機能と、長期にわたっての居住空間を提供する場所としての機能を峻別して、被災者を避難させることができなかった。
- 市町村や県を越える避難が必要となった場合があったが、そのような避難を想定した備えが十分でなかった。このため、他の地方公共団体による避難者の受入れや広域避難者に対する支援の実施までに時間を要した。
- 避難所の運営等、災害現場での意思決定に女性がほとんど参画していなかったため、女性用の物資が不足したり、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室が設置されない等、男女のニーズの違いを踏まえた対策が不十分であり、女性が避難生活に困難を抱えていた。
- 障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の災害時要援護者については、情報提供、避難、避難生活等について、対応が不十分な場面があった。
- 災害時要援護者名簿の整備については、個人情報保護の観点から懸念を示す地方公共団体が少なからず存在し、名簿等の有効活用ができなかった。
- 避難所、応急仮設住宅等がバリアフリー化されていなかった。また、災害時要援護者の中には、障害者用トイレが必要な者や多人数での共同生活が困難であり、少人数での居室が必要な者もいたが、これらに対応できない避難所が多かった。
- 被災した民間企業の事業停止が波及し、その産業へ広く影響が生じる例が多かった。
- 広範囲な地震動が生じたことから、首都圏において、鉄道の多くが運行を停止したこと等により、多くの帰宅困難者が発生した。また、多くの人がすぐに帰宅を開始したため、駅周辺や路上等において混雑・混乱が発生した。

2 被害想定の見直しを基にした対策の具体化

今回見直された被害想定を基に、災害対策を具体化し、災害対応力を強化する。飯能市において最大の被害が想定される立川断層帯地震（破壊開始点：北）を対象とし、様々な事象を想定しながら対策を検討していく。

3 自助・共助の考え方の普及啓発・防災教育

災害から一人でも多くの命を守るために重要な「自らの身の安全は自らで守る」という「自

助」と地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方の普及啓発に取り組み、自主防災組織、防災訓練、防災総点検などの普段からの防災活動に反映させることで災害対応力を強化する。

4 避難所等における配慮

指定緊急避難場所と指定避難所の指定基準が明確化されたので、基準に合った避難所の指定を検討すると同時に、避難者の健康、安全、プライバシーが充分確保できるような運営に取り組む。また女性や要配慮者のニーズを取り入れた運営も検討する。

5 最悪事態（シビアコンディション）への対応

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、最悪事態（シビアコンディション）を想定した対策も検討する。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

「風水害・事故災害対策編―第1章―第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第6節 応急対応シミュレーション

	▼発災(18時)	▼1時間後(19時)	3時間後(▼21時)	▼12時間後(6時)	▼1日後(18時)	▼2日後	▼3日後
飯能市災害対策本部	- 災害対策本部設置準備 - 情報収集 - 庁舎機能確保 - 通信手段確保	災害対策本部設置	- 交通確保 - 災害広報	- 他機関への要請 - 応急給水	- 応急住宅戸数決定 - 応援受入	- 救援物資受入 - 遺体の処理	要配慮者・帰宅困難者等対応
総括対策部	- 消防局より地震情報を受信 - 飯能市は震度6 - 消防局より被害発生第1報を受信 - 通信回路の輻輳、破損により情報収集に支障 - 通信手段の確保	- 災害対策本部設置と同時に本部会議開催 - 埼玉県・周辺市町村等への応援要請の検討 - 自衛隊災害派遣要請の検討(埼玉県へ連絡) - 災害救助法適用に関する情報収集 - 市長の記者会見放送の要請文書作成 - 報道機関への放送要請(放送事項等)の検討 - 市民への広報内容の検討 - 庁内にプレスルーム設置	- 緊急最優先実施事項決定 - 鉄道機関、ライフライン機関との連絡調整。応急復旧体制の確立 - 具体的最優先実施事項決定。各対策部、各機関に連絡。 - 現地災害対策本部設置の検討 - 市長が記者会見。被害状況報告及び2次災害防止への協力呼び掛け	職員の宿舎、食事等対策の検討	- 仮設住宅建設の検討 - 災害広報を定期的に開始		
総合政策対策部	庁舎の被害状況を確認	- 車両及び燃料の確保 - 災害対策に関する予算措置	- 道路交通情報の収集 - 庁内配車請求への対応	(社)埼玉県トラック協会に車両の提供を要請 - 緊急通行車両等事前届出車両に標章及び証明書の交付 - 食料の調達		見舞金、義援金の受入窓口設置	
総務対策部	- 被害情報の収集 - 防災関係機関との連絡調整 - 他対策部の応援(情報収集)		- 被害調査班編成 - 自衛隊災害派遣部隊の受入総括	被害調査開始	応急工事、復旧工事の契約		
市民生活対策部	自治会から被害情報の収集	外国人への被害情報提供の対応		市民からの被害情報収集	外国人相談コーナーの開設		
環境経済対策部	- 商工会議所から被害情報の収集 - 農林関係団体等から被害情報の収集		- 商工関連施設の被害状況調査 - 農林業施設の被害状況調査	- 店舗営業可能状況確認 - 生活必需品の確保 - ごみ・し尿の処理 - 遺体の収容	埋・火葬場所の手配	遺体の身元確認作業	
健康福祉対策部	- 福祉施設の被害状況の収集 - 人的被害及び救急救助状況の情報収集 - 医師会との連絡調整	- 避難所の開設 - マネージメントセンター設置準備開始	- 福祉施設の被害状況調査 - マネージメントセンター、トリアージポスト設置	(一社)飯能地区医師会に協力要請	- 遺体、行方不明者捜索の支援 - ボランティアセンターを設置	ボランティアの調整	
こども支援対策部			避難所に救護班を派遣	生活必需品等の調達	生活必需品の配給計画		
都市建設対策部	道路・河川、建築物の被害情報の収集	- 緊急輸送道路、一般道路被害情報の収集 - 土砂災害危険箇所等の被害情報収集 - 土木施設の被害情報の収集	- 道路交通傷害状況の調査 - 土砂災害危険箇所の調査 - 国・県等道路管理者との連絡調整	- 緊急輸送道路の啓開作業開始 - 建築物の被害調査 - 土木構造物のチェック等、余震・2次災害対策 - 建築物の応急危険度判定実施	- 建設業協会への応援要請 - 県へ応急危険度判定士の応援要請 - 住宅関係障害物(がれき)の除去作業開始		
教育対策部	- 教育施設の被害情報の収集 - 社会教育施設の被害情報の収集	- 教育委員会との連絡調整 - 避難所となる各施設、学校との連絡調整	休校措置等の検討・決定	- 休校措置の連絡 - 各学校施設の状況把握により今後の対応の検討	文化財の被害調査	被災児童・生徒に関する助言指導開始	
上下水道対策部	上下水道施設の被害情報の収集	浄水施設等の調査、給水車の確保	上下水道施設の調査	給水車による応急給水開始	- 上下水道施設復旧計画作成 - 飲料水の衛生指導		
議会対策部	情報収集		連絡体制確保		議会対応		
現地対策本部(地域防災拠点)	- 通信手段の確保 - 地区行政センターの被害状況を確認 - 地域の被害情報の収集 - 被災者の避難誘導	災害対策本部への情報提供	現地災害対策本部の設置				

第2章 震災予防計画

第1節 建築物耐震性向上不燃化計画

市は公共建築物はもちろんのこと、市民や企業等が所有する建築物に対しても耐震・不燃化とすることを誘導し、被害を最小限にとどめるための対策を促進する。

第1 防火地域、準防火地域の追加指定

今後、防災活動拠点、避難所周辺、延焼遮断帯となりうる避難路の沿道等、防災上重要な地域を中心に、防火地域等の追加指定を検討する。

第2 建築物の不燃化の促進

建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火適合表示制度等に基づき、防災上・避難上の各種改善指導を行う。

第3 公共建築物の耐震不燃化

市庁舎をはじめとする防災活動拠点施設、学校、地区行政センター等の地区防災活動拠点施設については、昭和56年の新耐震基準以前に建築された建築物を優先的に耐震診断し、県の公共建築物等の耐震化対策に準じ、必要がある場合は県の助言に基づき補強工事を検討する。特に学校施設については、児童生徒の安全確保を図るため補強工事を進めており、今後も補強工事を継続して推進する。

地震発生後の緊急対応やその後の復旧対策を迅速に進めるためには、行政機能の早期稼働が不可欠である。このため、市が保有するコンピューター及び行政デジタル情報の安全対策について次の措置を講じる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① データ保護対策：バックアップシステムを別の場所に設置するよう努めるなど、市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。② 非常電源対策：停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー、及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。③ 転倒、落下防止対策：情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講じる。また、各種機器には転倒防止の補強措置を施す。④ 漏水対策：地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えるなど、配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化対策を実施していくものとする。電線・通信線の配管の防水化を検討する。⑤ 火災対策：建物の不燃化に加え、立地条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置する。電線・通信線を耐火耐熱仕様とすることを検討する。 |
|--|

第4 一般建築物の耐震性の向上

ここでは、所有者又は使用者が防災関係機関でない建築物を一般建築物と定義する。

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、そのための助言、指導、支援を行う。

【一般建築物の耐震不燃化等の助言、指導、支援方策】

項 目	内 容
建 築 指 導	建築基準法に基づき建築指導等を実施する。
耐 震 化 対 策	建築物所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため以下の対策を講じる。 ① 耐震診断必要性の啓発 防災アセスメント調査等の結果に基づき、耐震診断が必要と考えられる地域の市民及び事業者に対し、耐震診断に対する意識の啓発を行う。 ② 耐震性に関する知識の普及・啓発 耐震診断、耐震広報及び耐震補強等に関し、資料の配付、市民への耐震性に関する知識の普及を図る。 ③ 建築士会等の協力 建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を推進する。 ④ 関係情報の公開 建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。
窓ガラス等の落下物防止対策	本市は、地震時において、建築物の窓ガラスや看板等の落下物による危険を防止するため、以下の対策を講じる。 ① 落下物防止に関する普及・啓発 商店街及び不特定多数の人々が集まる建築物の所有者又は使用者に対し、窓ガラス及び看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。 ②改修・改善の誘導 落下物発生のおそれのある建築物について、その所有者又は使用者に対し改修・改善を誘導する。
ブロック塀の倒壊防止対策	地震によるブロック塀(石塀を含む。)の倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。 ① ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発 ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。 ② ブロック塀の点検・改修等に関する誘導 ブロック塀を設置している所有者・施設管理者等に対し、安全点検を行うよう広報紙等で啓発を行うとともに、ブロック塀の改修や生け垣化への誘導を図る。
自動販売機の転倒防止対策	自動販売機の転倒防止については、国において昭和54年に日本工業規格として規定された「自動販売機の設置基準」に基づき、必要な措置を講じるよう業者団体等に対する指導を行う。

第 5 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生直後の余震等による建築物や宅地等の二次災害防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等についての判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、応急危険度判定体制の整備を図る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 応急危険度判定士の支援体制の確立 ② 応急危険度判定に関する普及、啓発 ③ 応急危険度判定のための資機材の確保 |
|---|

第2節 防災都市づくり計画

「風水害・事故災害対策編―第2章―第20節 防災都市づくり計画」を準用する。

第3節 地盤災害予防計画

「風水害・事故災害対策編―第2章―第10節 土砂災害予防計画」を準用する。

また、大規模盛土造成された宅地については、その分布状況の公表を行い、耐震化を推進する。

第4節 地震火災等の予防計画

地震に起因して同時多発火災が発生し、迅速かつ適切な消火活動に支障が生じることが予想され、また地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

第1 地震に伴う住宅からの出火防止

1 一般火気器具からの出火防止

市は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び市ホームページ等を通じて次の事項等の出火防止についての知識の普及を図る。

- (1) 地震時には火を消すこと、火気器具(ガスコンロや灯油ストーブ等)周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。
- (2) 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。対震自動消火装置の機能維持のため、管理の徹底を図る。
- (3) 通電火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。
- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

消防局は、平素から査察計画に基づき査察を実施し、次の措置の徹底を図っておくよう、指導する。

- (1) 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。
- (2) 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

第2 初期消火体制の充実強化

1 初期消火

(1) 市民による初期消火等の徹底

消防局及び消防団は、市民の防火意識の向上を図る。

初期消火については、各家庭にある消火器を使用して、消火器の使用方法及び消火技術の向上

を図り、市民による初期消火の徹底を図る。

(2) 自主防災組織等による初期消火体制等の充実

自主防災組織は、地震時に有効に機能するよう組織の育成と活動の一層の充実を図り、市民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防局及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(3) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

(4) 地域住民と事業所の連携

家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

2 消防力の強化

(1) 消防活動体制の整備

消防局は、市街地の拡大や大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車等の整備を促進する。また、消防職員の増強及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助、救急体制の強化と消防力の強化を図る。

(2) 消防通信体制の整備

消防局は、地震災害時の同時多発火災や救助・救急事象に対処するために、緊急消防通信指令システムの整備をはじめ、火災現場で活動中の消防隊を結ぶ無線網等を整備する。

(3) 消防水利施設の整備

本市及び消防局は、防火水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

① 防火水槽の整備

学校、地区行政センター、公園等の指定避難場所、道路状況及び既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。

② 自然水利の確保

河川、水路については、地震災害時に消防用水として流水を活用できるよう検討する。

(4) 特殊車両、資機材の整備

① 特殊車両の整備

消防局は、地震災害時に機動力を発揮する小型動力ポンプ付水槽車等の特殊車両の整備増強に努める。

② 資機材の整備

消防局は、消防施設の増強とともに、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

(5) 消防団消防力の強化

地震災害時における消防団の初動体制の強化、消防隊との連携強化、活動する地域の消防拠点となる消防団拠点施設の整備を図る。また、火災消火、人命救助事案の多発に対処するため、救

助資機材の増強を図り、地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

第3 危険物取扱施設等の予防対策

1 石油等危険物施設からの出火防止

消防局は、危険物取扱施設等からの流出及び出火防止を図るため、埼玉県主催の保安講習会に協力するとともに、研修会を実施し、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

2 予防査察の実施

消防局は、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき、同法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令に掲げる防火対象物及び危険物の規制に関する政令に掲げる指定可燃物を貯蔵又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項について是正指導を行う。

また、一般家庭等の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

第5節 震災に強い地域（社会）づくり計画

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。市は、公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

その上で、震災時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域を守るため、市民や事業所等が、市や県、防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。

また、市民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を、地域特性を踏まえ体系的に行うとともに、市ホームページ等への情報掲載、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、市民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

第1 自助による市民の防災力向上

1 市民の役割

市民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

平 時	・ 防災に関する学習 ・ 火災の予防 ・ 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・ 食料、飲料水、簡易トイレ、トイレトペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ・ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 ・ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ・ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など） ・ 自主防災組織への参加 ・ 県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 ・ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加 ・ 近隣の要配慮者への配慮 ・ 住宅の耐震化 ・ 地震保険への加入 ・ 家庭や地域での防災総点検の実施
発 災 時	・ 出火防止、初期消火 ・ 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。 ・ 自主防災活動への参加、協力 ・ 避難所でのゆずりあい ・ 市、防災関係機関が行う防災活動への協力 ・ 風評に乗らず、風評を広めない。

2 市民への普及啓発・防災教育

(1) 災害に関する各種資料の収集・提供

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関す

る調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

(2) その他の普及・啓発の取組

- ① 埼玉県防災学習センター等の活用
- ② 普及・啓発パンフレット等の作成配布
- ③ 防災教育用設備、教材の貸出
- ④ 講演会・研修会・出前講座の実施
- ⑤ マスメディアの活用
- ⑥ ホームページ等の活用
- ⑦ 地震情報等の普及・啓発
- ⑧ 緊急地震速報の普及・啓発

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ○大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(3) 実践的な訓練の導入

市は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG^{*1}）や避難所開設・運営訓練（HUG^{*2}）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

^{*1} DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難

路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練のこと。

*2 HUG (Hinanjyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練のこと。

第2 自主防災組織等の充実強化

地域において、大規模な地震災害が発生した際に、自主的な防災活動が展開できるよう、自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

1 自主防災組織の活動内容

平 時	① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の購入・管理等 (資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）) ⑤ 地域の把握（例：危険箇所の把握、要配慮者の現状）
発 災 時	① 出火防止、初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施（特に、要配慮者の安全確保に留意する。） ⑤ 避難所の自主運営活動の実施（例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

2 自主防災組織の育成推進

市は、市民に対し防災知識の普及、リーダーマニュアル等の各種パンフレットの作成、配布及び研修会等を行う。防災訓練時に消防関係組織と連携し、防災活動の技術的指導・助言を行い、自主防災組織の育成を支援する。

さらに、地区居住者等に対し、地区防災計画の策定について提案手続等を周知し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

3 補助金の交付

市は、「飯能市自主防災組織育成事業補助金交付要綱」により、自主防災組織の活動に対し、次のような助成を行い、地域における自主防災組織の活性化・支援を図る。

【補助金の交付】

項 目	内 容
訓 練 時 の 助 成	自主防災組織の防災訓練に対する助成

資 料 編 第1章 資料5 ○飯能市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

第3 民間防火組織

消防局は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

第4 消防団の活動体制の充実

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

- ・市は消防団活性化総合計画を策定し、消防団の活性化とその育成を進める。
- ・公務員の消防団員との兼職を進める。
- ・他の市町村の消防団との広域応援活動を進める。

第5 事業所等の防災体制の充実

1 一般事業所

市は、県の支援・指導等を得て、また消防局と連携して事業所における自主的な防災組織の整備の促進を図り、災害時には各事業所が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。

また、企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

さらに、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

2 危険物施設

消防局は、危険物施設の設置者に対し予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

3 集客施設

市は、学校、病院等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

また、学校においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

4 高層建築物

消防局は、高層建築物（消防法第8条の2。高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第6節 防災教育計画

市は、災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、職員に対し防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し自主防災意識の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため、次のとおり防災教育を行う。

第1 市職員に対する防災教育

1 職員の研修

(1) 新任教育

新たに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。研修内容は、市本部の活動の概要、職員としての心構え、職員の役割分担、職員の初動体制等とする。新任職員研修の一項目として行う。

(2) 職場教育

災害時の担当業務が平時の職務と著しく異なる課（班）、困難な職務又は特殊な職務を担当する課（班）においては、定期的に講習、実技実習、演習等を実施する。実施の時期については、必要に応じて所属長が定める。

(3) その他の研修

必要に応じて防災に関する講習会、講演会を実施するとともに、関係防災機関等が開催する講習会、講演会又は訓練等にできる限り各対策部から職員を派遣する。

2 防災業務に従事する職員に対する教育

防災に従事する職員に対し、防災知識を正しく認識させるとともに、能率的な職務の遂行を図るため教育を行う。

また、市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第2 防災上重要施設における研修

市及び消防局は、病院、社会福祉施設、ホテル及びデパートなど防災上重要な施設における施設管理者が実施する防災教育に対して支援を実施し、防災知識の普及啓発に努める。

1 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平時から要介護者の把握、避難誘導の訓練、十分な防災教育、訓練活動を行う。

また、夜間・休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

2 ホテル及び旅館における防災教育

宿泊者の安全を図るためには、事業者は従業員に対して、消防設備の取り扱い、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育及び訓練を実施する。

3 その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第3 市民に対する防災教育

市は、講演会、研修会、広報資料の配布等のあらゆる機会を利用して、広く市民に対して防災教育を実施する。

1 講演会、研修会の開催

市は、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者や災害体験者等を講師として招き、一般市民を対象とした講演会、研修会を開催する。

また、自治会、自主防災組織等を対象に講演会、講習会、地域防災訓練等を行う。

2 広報資料、防災ポスター等の作成配付

市は、広く市民に向けた防災に関する広報資料、防災ポスター等を作成・配布し、防災知識の普及啓発を図る。

また、市ホームページ等に防災関連記事を掲載し、防災情報の提供を行う。

3 防災ガイドマップの発行

防災関係施設等の位置を示した地図や災害時の対応等を記載した防災ガイドマップを発行し、防災知識の普及に努める。

4 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報は、震源近くでの地震波をキャッチし、地震の震源や規模、想定される震度等を事前に素早く伝えることから、地震の被害軽減を目指し発表される。

この仕組みや、情報を知った場合の行動について、周知、啓発に努める。

第4 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要であり、市及び消防局は、事業所における防災教育の充実に向けての環境の整備に努める。

第5 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に教育活動を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階や学校の実態に応じて指導する。

1 学校行事における防災教育

児童・生徒等の防災意識を高めるため、防災に関する講演等を実施する。

2 教科等による防災教育

各教科等を通じ、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りを災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災教育

「学校防災マニュアル」を作成し、内容の周知徹底を行うほか、教職員を対象に防災研修を行う。

【具体的な研修内容】

- ① 地震、その他災害について
- ② 教職員の安全確認と安否確認の方法について
- ③ 児童生徒の安全確認と安否確認の方法について
- ④ 児童生徒の保護者への引渡し等の方法について
- ⑤ 避難所の開設と運営について（初動）
- ⑥ 防災教育年間計画
- ⑦ 訓練計画
 - ・教職員の安全確認
 - ・児童生徒の安全確認
 - ・避難経路（校舎の安全確認方法）、避難場所等の確認
- ⑧ 救護・応急処置
- ⑨ 緊急地震速報を利用した避難訓練

第 7 節 防災訓練計画

「風水害・事故災害対策編－第2章－第3節 防災訓練計画」を準用する。

第 8 節 防災活動拠点等整備計画

「風水害・事故災害対策編－第2章－第4節 防災活動拠点等整備計画」を準用する。

第 9 節 災害情報体制の整備計画

「風水害・事故災害対策編－第2章－第5節 災害情報体制の整備計画」を準用する。

第 10 節 避難予防対策

「風水害・事故災害対策編－第2章－第6節 避難予防対策」を準用する。

第 11 節 物資及び資機材等の備蓄計画

「風水害・事故災害対策編－第2章－第7節 物資及び資機材等の備蓄計画」を準用する。

第 12 節 医療体制等の整備計画

「風水害・事故災害対策編－第2章－第8節 医療体制等の整備計画」を準用する。

第 13 節 危険物等災害予防計画

「風水害・事故災害対策編－第2章－第12節 危険物等災害予防計画」を準用する。

第 14 節 要配慮者安全確保計画

「風水害・事故災害対策編－第2章－第21節 要配慮者安全確保計画」を準用する。

第 15 節 帰宅困難者対策

首都直下地震が発生した場合には、多くの市民が市外で帰宅困難になることが想定される。

また、本市においても他市町村から通勤、通学や出張、観光等で市内に滞在する人がいるため駅をはじめ、市内各所で帰宅困難になることが想定される。

このため、市は、平素から帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発を行う。

第 1 帰宅困難者の定義

地震など大規模災害が発生した場合、公共交通機関の停止等により外出先で足止めされ帰宅が困難となる者をいう。

第 2 帰宅困難者数の把握

埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）」によると、「立川断層帯地震（破壊開始点：北）」が発生した場合、飯能市で帰宅困難者は休日12時のケースで最大約7,953人にのぼるものと算定されている。

帰宅困難者数の算定方法は、次のとおりである。

- ① 震度6弱以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断されたとしたこと。
 - ② 帰宅経路は最短経路とするが、鉄道による合理的代替経路を使用するとしたこと。
 - ③ 帰宅距離10km以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能としたこと。
 - ④ 帰宅距離10km～20kmの者は、1km長くなる毎に帰宅可能者が10%ずつ低減するとしたこと。
 - ⑤ 帰宅距離20km以上の者は、全員が帰宅不可能としたこと。
 - ⑥ 平時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能
 - ⑦ 平時の交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、従来の算定方法に加え、東日本大震災発災当日の状況も踏まえる。
 - ⑧ 東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を、パーソントリップ調査に基づく交通手段別の現在地ゾーン別居住地ゾーン別滞留人口に対して適用
- $$\text{帰宅困難率}\% = (0.0218 \times \text{外出距離 km}) \times 100$$

第 3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

1 地域の災害対応力の低下

多くの市民が帰宅できなくなるため、大規模地震発生直後は地域の災害対応力が低下する。

2 非居住者の増加

市内で働き、市外に居住している者も市内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

3 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

4 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによっ

て、通信網に負荷がかかり輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

第4 帰宅困難者等への啓発等

帰宅困難になった場合の対処方法等について、平素から市民に対して市ホームページ等により啓発する。

1 市民への啓発

「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- (1) 帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」ことを周知徹底。
- (2) 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認。
- (3) 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること。

2 災害用伝言ダイヤル171等の利用周知

災害発生時には、NTT東日本(株)や(株)NTTドコモの電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」を開設するので、平素から活用方法を市ホームページ等で周知を図る。

3 企業・学校への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客、児童、生徒等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- (1) 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食糧や情報の入手手段の確保
- (2) 災害時の飲料水、食糧や情報の提供、仮泊場所等の確保
- (3) 災害に備え毛布、食糧、飲料水等の3日分程度の備蓄

4 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施し、市民への啓発を行っていく。また、隣接市町との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討していく。

5 帰宅困難者の一時的収容

災害時において本市より帰宅困難になった滞在者に対し一時的な収容を行うための施設（以下「一時収容施設」という。）を事前に指定しておくものとする。

第5 事業所等における対策

事業所等は、発災時に自社従業員等の安全確保及び保護のためには、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認方法、飲料水や食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、事業者等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の対応がとれるよう対策を検討する。さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

第6 学校等における対策

学校等は、災害発生時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校内に留める対策を講じる必要がある。このため、災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてはあらかじめ定めておく。

第16節 事業継続計画

市は災害に備え必要な資源の準備や対応方針・手段を定める事業継続計画を策定する。

第1 基本方針

1 飯能市に求められる役割

市は、基礎的自治体として、災害時においても中断することができない通常業務について一定の水準を確保する必要がある。

方針1 市民の生命、生活及び財産の保護にどれだけ影響を及ぼすかの観点から災害時の優先業務を抽出する。

方針2 実効性を確保する観点から優先業務遂行上の課題も整理する。

方針3 各部課室の災害時優先業務のうち、共通する事務については、庁内全体の統一性を確保する。

方針4 各部課の災害時優先業務を時系列で整理する。

第2 事業継続計画の作成

1 対象とする災害は次の通りとする。

首都圏直下地震のうち、飯能市の被害規模が最大となる「立川断層帯の地震」とする。（地震対策編第1章第4節地震被害想定の被害規模）

2 作成及び提出

① 事業継続計画は、事務事業の変更や職員の異動等に伴い毎年作成する。

② 事業継続計画は、各対策部班単位でとりまとめ各対策部長に調整した後に防災危機管理室に提出する。

③ 事業継続計画の作成は、業務を取捨選択して組織全体をベースに優先を決める必要があることから、部門間の連携・調整を各対策部班単位で行う。

3 策定手順

(1) すべての業務の洗い出しと非常時優先業務の特定

(2) 非常時優先業務の順位付け

① 発災後直ちに着手しない場合、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能に重大な影響を及ぼし、優先的に対策を講ずるべき業務

② 遅くとも発災後3日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能に相当の影響を及ぼし、早期に対策を講ずるべき業務

③ 遅くとも発災後1週間以内に着手しない場合、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずるべき業務

④ 発災後1週間以上は着手せず、中断が市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に直ちに影響を及ぼさない業務

(3) 非常時優先業務の復旧目標の設定

「非常時優先業務」の復旧目標の設定は、被災者それぞれの状況や災害時に発生する様々な行政に対するニーズを考慮し、市民の許容範囲内において、復旧目標レベル及び時間を設定する。

4 職員の参集

発災時に、非常時優先業務に必要な職員数に対する参集可能職員数を把握するため休日夜間に発災した場合を想定し参集可能人員を把握するほか、参集までに係る時間についても徒歩を前提に考慮しておく。

5 ボトルネックの対応策の検討

非常時優先業務を行う中で課題となる障害（ボトルネック）について、把握し検討しておく。

第3 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動は、市災害対策本部長の指示による。

終了についても同様とする。

第17節 調査研究

市は、市の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、県及び防災関係機関が行う自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究の資料を収集、活用し、実践的な震災対策を推進する。

第1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として活用する。

1 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施をした。

防災アセスメント調査結果を基にして、地域の災害危険度の把握とともに、実践的な防災対策を行うため、防災ガイドマップを作成する。

2 地震被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するためには、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である。

県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的の実施するので、市は、これらの調査結果を収集し、市の震災対策に活用する。

第2 震災対策に関する調査研究

市は、県が公表する震災予防に関する調査結果又は成果を、地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組に活用する。

実践的な震災対策を行うために必要な調査研究の分野は、次のとおりである。

1 公共施設・既存建築物の震災対策に関する調査研究

公共施設やライフライン施設等の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究また、既存建築物の耐震性及び耐火性を向上するための方策について、技術的側面とそれを誘導するための政策的側面からの調査研究。

2 地震火災対策に関する調査研究

科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究。

3 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究。

4 効果的な緊急輸送に関する調査研究

効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究。

5 災害情報の伝達等に関する調査研究

市民が適切な行動を行うための最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究。

6 社会的混乱の防止に関する調査研究

物価高騰や都市機能低下などによる社会的混乱の防止に関する調査研究。

7 震災時の生活確保に関する調査研究

供給物資の適正備蓄、迅速な調達・輸送体制や供給体制についての調査研究。

8 震災復興に関する調査研究

震災復興についての基本方針や行政手続等に関する調査研究。

第3章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画

活動の方針

市は、市内地域に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、その状況に応じた応急体制を早急に整え、災害に伴う各種の情報収集と対策を行う。この場合、各防災関係機関は、その組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 配備体制

1 職員の配備体制、配備基準及び決定手続

配備体制	配 備 基 準	決定手続
準 備 体 制	原則として市に震度4の地震が発生した場合で、情報収集を行い得る体制。	危機管理監が、副市長の指示を受けて行う
警 戒 体 制	原則として市に震度5弱の地震が発生し市域に被害が予測される場合で、被害状況の調査及び応急措置を行い得る体制及び「東海地震注意情報」の発表の連絡を受けた場合。	危機管理監が、副市長の指示を受けて行う
非 常 体 制	原則として市に震度5強以上の地震が発生し相当規模の被害が予測される場合で、直ちに総力をあげた応急活動を実施できる体制又は東海地震の警戒宣言が発令された旨の通報を受けた場合。	危機管理監が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う

※ 上記の決定手続を行う担当者が出張等で不在、あるいは夜間・休日等で連絡がとれない場合は、次の職責にある者が代理を務め、速やかに配備体制を決定する。

第2 市本部の設置・運営

市長は、市域で地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本計画に基づき、市本部、災害警戒本部を設置するほか、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置基準

- ① 市の震度が震度5強以上の地震が発生した場合
- ② 相当規模の地震災害が発生した場合
- ③ 東海地震等の地震の警戒宣言が発令された旨の通報を受けた場合
- ④ その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

市本部は、市役所本庁舎別館内に置き、正面玄関に「飯能市災害対策本部」の標識を掲げる。

(3) 実施の責任者

本部長は市長とし、市長が不在の場合は次の順位による。

第1順位	第2順位
副市長	教育長

(4) 閉鎖基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を閉鎖する。

(5) 通知、公表

市本部を設置、又は閉鎖したときは、県、防災関係機関、市民に対し、通知・公表する。

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
市各対策部長	本部対策班長	庁内放送、電話など敏速な方法
県災害対策本部飯能支部	〃	電話など敏速な方法
防災関係機関	庶務班長	〃
報道機関	本部対策班長	〃
市 民	〃	市ホームページ、防災行政無線、広報車など
その他必要と認める機関	本部対策班長	電話など敏速な方法

2 市本部の組織・運営

(1) 市本部の組織

市本部の組織は、風水害・事故対策編第3章第1節の別表1に定めるとおり。

(2) 市本部の運営

① 本部会議

本部長は、本市の災害対策の総合的な基本方針を決定するため、必要に応じて本部会議を開催する。

【本部会議の所掌事務】

- (ア) 本部の非常配備体制に関すること。
- (イ) 避難の指示に関すること。
- (ウ) 国、埼玉県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関すること。
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- (オ) 災害救助法の適用申請に関すること。
- (カ) 埼玉県災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ク) その他重要な災害対策に関すること。

② 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の各対策部における班構成及び分掌事務は、風水害・事故対策編第3章第1節の別表2に定めるとおりである。ただし、本部長及び各対策部長は、各対策部班を弾力的に運用できるものとする。

【災害対策本部の組織及び所掌事務】

- (ア) 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、各対策部班を重点的に配置替えすることができる。
- (イ) 本部長は、夜間・休日等に災害が発生した場合など、職員の参集状況に応じ、必要があると認めるときは、各対策部班を重点的に配置替えすることができる。
- (ウ) 本部長は、必要があると認めるときは、新たに対策部班を編成することができる。
- (エ) 各対策部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、各対策部内の班を配置替えすることができる。

3 現地災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準と同様とする。

(2) 設置場所及び担当地区

必要に応じ、各地区の行政センターに現地災害対策本部を設置する。

(3) 現地災害対策本部の所掌事務

① 情報収集連絡班

- ・ 地区内における災害情報の収集及び関係機関との連絡調整
- ・ 災害対策本部への応急対策、避難状況等の連絡

② 地域調整班

- ・ 地域内自治会、自主防災組織への情報連絡及び応急対策実施に伴う調整
- ・ 地域内の指定避難所、避難場所（自治会関連施設）等との連絡調整
- ・ 地域内の指定避難所における避難班との連絡調整

(4) 閉鎖基準

- ① 当該区域の応急活動が完了したと認められるとき。
- ② 本部長が必要ないと認めたとき。

(5) 通知・公表

現地災害対策本部を設置又は閉鎖したときの通知・公表は、災害対策本部に準じる。

4 災害警戒本部の設置・運営

(1) 設置基準

「災害対策本部」設置前の段階として、気象情報の収集、応急対策の必要な措置を講じるため災害警戒本部を設置する。設置に当たっては、危機管理監及び建設部長が協議の上、副市長の同意を得て市長に進言する。

(2) 設置場所

災害警戒本部は市役所本庁舎別館内に置き、正面に「飯能市災害警戒本部」の標識を掲げる。

(3) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部には、本部長、副本部長を置き、本部長には市長、副本部長には副市長をもって充てる。

災害警戒本部の組織は、災害対策本部の組織に準ずる。

(4) 災害警戒本部会議の招集及び所掌事務

災害警戒本部会議は本部長が招集し、本部会議の所掌事務は次のとおりとする。

- ① 災害予防、災害応急対策の事前措置に関すること。
- ② 動員体制の準備に関すること。
- ③ 情報収集、その他災害警戒本部長が必要と認める事項

(5) 閉鎖基準

災害警戒本部は、災害発生のおそれが解消したとき、又は市本部が設置されたときこれを閉鎖する。

(6) 通知、公表

災害警戒本部を設置し、又は閉鎖したときの通知・公表は、市本部に準じる。

第3 動員体制

1 職員の動員計画

(1) 勤務時間中の動員

勤務時間中の動員は、総括第1対策部本部対策班から配備体制を庁内放送等で周知するとともに総務対策部職員班に報告し、各対策部の動員計画に基づき各対策部長が行う。

(2) 勤務時間外の動員

勤務時間外の震度4以上の地震の発生及び「東海地震注意情報」の発表連絡は、消防局等により危機管理監に連絡される。動員については、次による。

① 準備体制

連絡を受けた危機管理監は、直ちに登庁し、被害情報を確認し副市長の指示を受け、必要により関係する課に連絡する。

② 警戒体制

・原則として、市に震度5弱の地震が発生した場合は、各対策部、各班の予め指定されている職員については、応急活動を行う場所に登庁する。また、この場合にあつては、電話等の手段においては通信が不可能となることも予測されるため特に個々の職員に連絡は行わない。

・「東海地震注意情報」の発表の連絡を受けた危機管理監は、副市長の指示を受け、関係する課に連絡する。また、「東海地震注意情報」は、直ちに公表されるためテレビ、ラジオ等により情報を得た場合は、指定されている職員は登庁する。

③ 非常体制

原則として、市に震度5強以上の地震が発生した場合は、各対策部、各班は、直ちに登庁する。また、この場合にあつては、電話等の手段においては、通信が不可能となることも予測されるため特に個々の職員に連絡は行わない。

第4 地震発生時期に応じた職員の対応

1 勤務時間内に地震が発生した場合の対応

震度5強以上の地震の場合、直ちに市本部が設置されることとなるので、その指示に従う。

(1) 職員の動員・連絡

勤務時間内における職員の動員は、本部対策班がその旨庁内放送し、各部の動員は部長が行う。また、部長が不在の場合は次の職責にある者が代理を務め、速やかに動員体制を整える。

① 市本部の設置と職員への連絡

市本部設置に関する職員の連絡は、「各対策部内において連絡調整を担当する班」が庁内放送、及び電話連絡等により行う。出先機関への連絡については、職員班及び所管課で連絡を行う。

② 現地災害対策本部の設置が指示された場合

災害対策本部長より、現地災害対策本部の設置が指示された場合、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部設置及び現地災害対策部員に対し必要な指示を行う。

また、現地災害対策本部長が不在の場合は、その地域に居住する管理職員が代行する。

③ 現地災害対策部員の動員

現地災害対策部員は、現地災害対策本部に集合し、現地災害対策本部長の指示により、災害情報の収集、避難誘導及び避難所の運営等に当たる。

(2) 出動職員の把握

各部の部内統括担当班の班長は、部内の職員の出動状況を班別に出動職員報告書に取りまとめ、各対策部の部長に報告の上職員班に提出する。

2 勤務時間外に地震が発生した場合の対応

市に震度5強以上の地震が発生し、相当の被害が発生したと予想される場合は、市本部が設置され、必要に応じ現地災害対策本部が設置されることになるので、職員は市本部又は現地災害対策本部に集合し、災害情報の収集、人命救助等に当たる。

(1) 職員の参集

① 市本部に集合する職員

- ・本庁に勤務する職員で「現地災害対策本部に集合する職員」以外は、原則として市本部に集合する。
- ・道路の遮断、橋りょうの崩壊等により交通機能がまひし、市本部に到着できない場合は、最寄りの「現地災害対策本部」に集合する。

② 現地災害対策本部に集合する職員

- ・現地災害対策本部員として指名された職員は、指定された現地災害対策本部に集合する。
- ・各地区の現地災害対策本部を担当する職員は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員により構成する。
- ・避難所となっている施設に勤務する職員は、居住場所に関係なく、災害時にも通常勤務施設に集合することを原則とする。

③ 出先機関等に集合する職員

- ・出先機関等に勤務する職員で「災害対策本部」又は「現地災害対策本部に集合する職員」以外は、原則として勤務する出先機関等に集合する。
- ・交通機能が麻痺し、出先機関に到着できない場合は、居住地の至近の現地災害対策本部に集合する。

(2) 出動職員の把握

各部の連絡調整担当班は、市本部、現地災害対策本部、避難所、出先機関等への職員の出動状況を班別に出動職員報告書に取りまとめ、各対策部の部長に報告の上、職員班に報告する。

第5 配備要員の数及び指定

(1) 配備要員の数及び指定

- ① 各対策部長は、「職員の動員計画」（震災対応）に基づき、配備要員をあらかじめ指名しておく。
- ② 各対策部長は、配備要員名簿を作成し、総括対策部長に提出する。ただし、現地対策本部にあっては、総括対策部が各地域に居住する職員の中から配備要員を選定し配備要員名簿を作成する。
- ③ 避難班については、その避難所施設所管職員の配備を前提とし、必要により地域居住の職員の中から配備要員を選定し総括対策部が配備要員名簿を作成する。

資料編 第2章 資料3 職員の動員計画

(2) 動員の方法

- ① 職員の動員については、招集された災害警戒本部又は市本部で災害対策要員の配備指定を決定する。
- ② 緊急を要する場合は、総括対策部長が災害対策要員の配備指定を決定することができる。この場合にあっては、災害警戒本部又は災害対策本部会議において事後報告する。
- ③ 職員班長は、災害対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各対策部長及び現地対策本部長に通知する。
- ④ 通知を受けた各対策部長及び現地対策本部長は、各班長に通知する。
- ⑤ 通知を受けた災害対策要員は、直ちに所定の配備につく。
- ⑥ 各対策部長及び現地対策本部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。
- ⑦ 災害対策要員がさらに必要な場合は、各対策部長及び現地対策本部長は、職員班長に対し、人員確保の依頼をする。依頼を受けた職員班長は人員を確保し、その旨各対策部長及び現地対策本部長に通知する。

なお、各対策部、現地本部内の非常招集系統については、配備要員名簿に併記し、職員班長に提出しておく。

第6 市役所等中枢機能に被害を受けた場合の対応

大規模な地震災害により、市役所本庁舎別館が損壊を受け、市本部としての機能を著しく損なった場合、市長は、富士見地区行政センターに市本部を設置する。

また、富士見地区行政センターも市役所本庁舎別館と同様の損壊を受け、市本部としての機能を著しく損なった場合、市長は、現地災害対策本部として指定を行っている施設、又は防災関係機関の施設並びに隣接市町村等の防災拠点施設に市本部を設置する。

1 市本部の設置及び連絡

市長は、市役所本庁舎別館が損壊を受け、市本部としての機能を著しく損なった場合は、あらかじめ決められた市本部設置予定施設の被災状況を確認の上、市本部を設置する。

また、市本部を設置した旨を県及び防災関係機関に連絡する。

2 夜間・休日等における対応

夜間・休日等の勤務時間外に上記の市本部の設置を行った場合は、「夜間・休日等の勤務時間外の対応」に準じるとともに、本部長は、各部の部内統括担当者及び職員班を通じて、市職員、埼玉県及び防災関係機関等に災害対策本部設置の旨を連絡する。

【職員の非常心得】

職員の心得るべき事項は、次のとおりとする。

- 職員はあらかじめ定められた配備体制、動員基準、参集場所及び分掌事務を十分に習熟しておくこと。
- 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、夜間・休日等であっても、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- 各部の部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるよう体制を整えておくこと。
- 災害のため、緊急に参集する際の服装は、防災活動に適したものとし、食糧その他活動に必要な物を携行すること。
- 参集途上において、可能な限り周囲の被害状況及び災害情報の把握に努め、口頭もしくは災害情報カードにより所属の班長に報告すること。
- 自らの発言によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をはらい、自発的、速やかな行動を心がけること。

第2節 災害情報計画

活動の方針

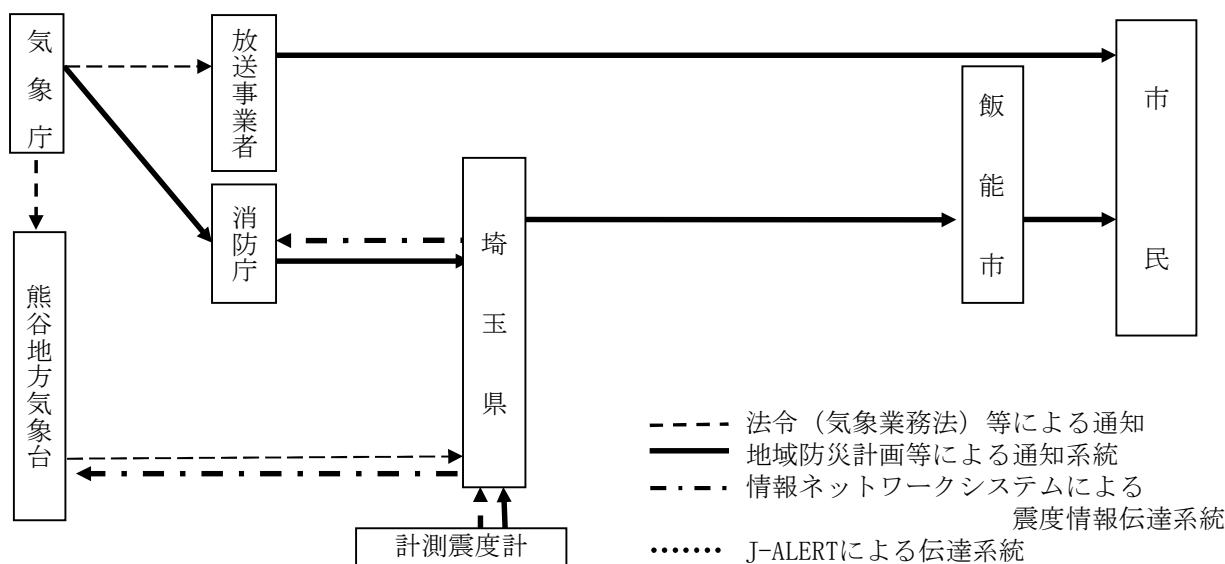
地震災害が発生した場合、効果的に応急対策を行う上で、被害状況等の情報の収集は不可欠である。地震災害の発生時に応急対策を適切に実施するため、市は、県及び防災関係機関と相互に密接に連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する。

第1 地震情報の収集

1 地震情報の収集体制

市は、気象庁発表の地震情報、埼玉県震度情報ネットワークシステムによる情報から地震情報等を収集し、地震の規模と範囲の概況を把握する。

【地震情報の収集伝達系統図】



2 情報収集体制の整備

被害報告の迅速正確を期するため、あらかじめ定められた収集担当班が地区又は地域別及び被害の種別ごとの部門別に、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておく。

- (1) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せ
- (4) 情報収集機器の整備
- (5) 情報機器操作員の配置等

3 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の収集、総括及び県への報告等を行う情報総括責任者として危機管理監を選任し、あらかじめ西部地域振興センターに報告しておく。

第2 初動期の情報収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び広域応援派遣要請等を判断するための情報として、特に重要であることから、防災関係機関との緊密な連携を図り、次の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

1 職員による情報収集

(1) 勤務時間内の情報収集

原則として、震度5強以上の地震が発生したときには、本部長の命令により、各対策部の所管する市内の避難所、出先機関をはじめとする情報収集手段の途絶えた地域に出動し、災害情報の収集を行う。

また、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び広域応援派遣要請等を判断するため、被災地における調査事項はおおむね次のとおりとし、必要に応じて現場写真を撮影する。

- ① 災害原因
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 被災地周辺の市民の動向及び要望事項

(2) 夜間・休日に発生した場合の参集職員による情報収集

職員が自主参集する途上で周辺の被害状況を把握するとともに、各地域防災拠点から有線電話、防災行政無線等により、初動期の災害情報を収集する。

2 自主防災組織等からの情報収集

自主防災組織、自治会及び企業の自衛防災組織等から、各地域における災害情報を収集する。

3 郵便局（郵便職員）、東京電力及び新聞販売事業からの情報収集

郵便局との覚書、東京電力及び新聞販売事業から情報収集に関する協定書に基づき、郵便局（郵便職員）などから各地域における災害情報を収集する。

4 ヘリコプターによる情報収集

大規模地震が発生した場合は、埼玉県防災航空隊及び航空自衛隊中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）が被害状況の把握のためにヘリコプターによる空からの情報収集を依頼する。

5 その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

第3 被害情報等の収集伝達

1 被害情報等の収集方法

(1) 火災情報

地震災害時の火災予防では、初動期の消火活動が被害の拡大防止に重要である。市本部は、地震発生後、直ちに飯能警察署、消防局、消防団、防災関係機関等からの情報収集やパトロールによる状況把握、参集職員の途上の状況報告、駆け込み通報、加入電話での災害通報等による積極的な情報把握に努める。

また、災害の状況により、ヘリコプターによる空からの情報収集を依頼する。

【初動期の火災情報の収集】

項 目	内 容
火災情報の内容	(ア) 事故発生場所 (イ) 事故発生の対象物名 (ウ) 被害の規模 (エ) 被害の拡大危険性 (オ) 死傷者の有無と性別、年齢別人数
消防隊の出動に対する情報	(ア) 道路被害や交通停滞状況 (イ) 死傷者の収容に必要な情報（病院等）
生活の安全確保に関する情報	(ア) 避難勧告又は指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性について (イ) 電気、ガス、水道の被害及び復旧の目途 (ウ) 防災関係機関の活動状況 (エ) その他、救援物資等に関する情報

(2) 人的被害情報

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に、多数の死傷者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行も支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要である。

人命救助活動の時期は、地震発生直後から初動期に、特に集中することが予想されるので、初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が必要である。このため、各対策部は担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集する。

また、救護総務班並びに医療総務班は、各対策部からの情報、飯能警察署、消防局、消防団及び防災関係機関からの市本部への報告に基づき、人命救助に関する情報に遺漏がないように把握する。

また、健康推進対策部は各機関からの情報を基に人的被害の情報図を作成し、被害状況を把握する。

【人的被害情報の収集】

項 目	内 容
人的被害の情報源 ※情報元の錯綜・混乱が生じないよう十分留意して把握する。	(ア) 職員からの情報 (イ) 市役所、消防局等への市民からの通報 (ウ) 避難所からの情報 (エ) 各地区の自治会、自主防災組織、企業の自衛防災組織等からの報告 (オ) 医療機関からの負傷者救護状況報告 (カ) 警察、消防、その他の防災関係機関からの災害対策本部への報告
人的被害情報の内容	(ア) 死者の情報 (イ) 行方不明の情報 (ウ) 建物倒壊等による生き埋め情報 (エ) 傷病者発生情報

(3) 一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における応急対策を実施する上で重要である。この

ため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

① 初動期の建築物被害情報

地震発生直後の初動期において、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、被害調査班並びに巡視工作第3班は、地域防災拠点及びその周辺の被害状況を、重点的に調査あるいは情報収集するとともに、埼玉県防災ヘリコプター等による上空からの概況を収集し、市域全体の被害状況を把握する。

② 初動期以降の建築物被害調査

巡視工作第3班は、被災状況に応じて建築物外観の被害状況を目視により被害調査し、被害調査の結果から市民班は、罹災台帳を作成し、罹災証明の基本台帳とする。

また、被災建物による二次災害防止のため、県及び防災関係団体に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建物の危険度判定を実施し、必要に応じて建物を保全するための指導を実施する。

(4) 公共土木・建築施設被害情報

市が管理する公共土木施設及び公共建築施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、県等の管理する公共建築施設の被害については、各対策部が関係機関から災害情報を把握する。

(5) ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

① ライフライン被害調査

ライフライン被害のうち、上水道被害については、水道総務班と給水班、下水道被害については、下水道班が被害状況調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。その他のライフラインについては、本部対策班及び庶務班が各事業者から被害状況を把握する。

② ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期、復旧場所、復旧規模等を明らかにして、市民への情報提供ができるように各事業者から復旧情報を把握する。

(6) 公共交通施設被害情報

本部対策班は、鉄道管理者から旅客列車の転覆等による重大事故の情報及び、運行・復旧に関する情報を把握する。また、バス等の公共輸送機関の被害状況、運行・復旧に関する情報を各関係機関から把握する。

(7) その他の災害情報

その他の被害の情報収集は、基本的には公共施設被害の情報収集と同様の方法により、担当する各対策部が関係機関、関係団体等から把握する。

2 被害情報等の伝達

被害情報等の収集伝達に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

- (1) 市本部の通信連絡窓口は庶務班とし、市民、出勤職員及び防災関係機関からの被害情報等を各所掌事務担当班へ伝達する。
- (2) 各対策部は、担当業務に係わる被害情報を収集し、速やかに発生速報により庶務班へ報告する。
- (3) 庶務班は、各対策部から報告された被害情報等を経過速報により集計し、本部対策班に報告する。
- (4) 本部対策班は、被害情報等を分析するとともに、本部会議に報告する。
- (5) 本部会議は被害情報等から判断し、本市の災害応急対策を決定し、各対策部へ指示、伝達するほか、市民、報道機関へも情報を伝達する。

第4 情報の報告

市域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、既に市の措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

1 報告すべき災害

- (1) 救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が近隣市町にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時、場所又は地域
- (3) 被害の程度
- (4) 災害に対してとられた措置
- (5) 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (6) その他必要な事項

3 報告の種別

(1) 被害速報

「発生速報」と「経過速報」に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

① 発生速報

被害の発生直後に県防災情報システムにより報告する。同システムが使用できない場合は、飯能市災害対策本部条例施行規則（以下「規則」という。）様式第1号の「発生速報」により、FAX等で報告する。

② 経過速報

被害状況の進展に伴い、情報収集した被害について県防災情報システムにより報告する。同システムが使用できない場合は、規則様式第2号の「経過速報」により、FAX等で報告し、特に県から指示がある場合のほか、2時間ごとに行う。

(2) 確定報告

埼玉県災害対策本部運営要領様式第3号の「被害状況調」の様式を準用し、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

資料編 第7章 資料1 県報告関係様式

4 報告先

(1) 被害速報及び確定報告

原則として、県防災情報システムにより報告する。同システムが使用できない場合は、規則様式第1号及び第2号により、FAX等で下記の連絡先に報告する。

○ 勤務時間内

県災害対策課

電 話 048-830-8181 F A X 048-830-8159

○ 勤務時間外

県危機管理防災部当直

電 話 048-830-8111 F A X 048-830-8119

(2) 消防庁への報告先

区 分		平日（9：30～18：30） ※ 応急対策室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注） TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第 3 節 災害通信計画

「風水害・事故災害対策編－第3章－第8節 災害通信計画」を準用する。

第4節 広報広聴計画

活動の方針

市は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般市民の要望に適切に対応する。

第1 広報手段

1 市防災行政無線

市が設置した防災行政無線を使用して実施する。なお、本市の震度が震度5弱以上の地震が発生した場合、震度に応じた放送を実施する。

2 広報車

原則として市所有の広報車を使用するが、災害の規模等によって対応が困難な場合は、警察、消防局、消防団、その他防災関係機関の協力を得て実施する。

3 職員による現場広報

(1) 掲示板の張り出し

広報紙等の発行体制が整わない災害発生初期においては、避難所、公共施設等の掲示板への張り出しにより市民に災害情報を提供する。

(2) 市民の問合せへの対応

職員は、メモ・広報紙等を携帯し、予想される市民の問合せに対応できるようにする。また、問合せ件数の多いものについては、秘書広報班へ報告する。

4 広報紙・インターネット・CATVによる広報

文字情報としての広報紙は、複雑な情報を広報する手段として有効であることから、災害情報広報紙等の発行で、迅速な情報提供に努めるとともに、その配布方法等を確立する。インターネット、CATV及び携帯電話サービスを利用した広報は、情報の即時性を持つ有効な手段であることから、それにより情報提供体制を確立する。

5 報道機関等を通じた広報

迅速かつ広範に情報を提供する必要がある地震発生直後は、市独自の広報体制では限界があることから、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行うこととする。

(1) ラジオ、テレビによる広報

速報性や同時性を活かした広報を行う。また、障害者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

(2) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から市独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらうよう要請する。

6 緊急速報メール等による広報

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、土砂災害警戒情報等人命に直接係わる緊急度の高い

情報は、緊急速報メール等による広報を他の伝達手段と併用して実施する。

第2 現場広報の要領

地震災害時における応急救助等に必要な現場広報は、次の事項について行う。

- 1 気象状況及び予報警報の伝達
- 2 避難の場所及び方法並びに携行品
- 3 家屋の補強方法等に関する事項
- 4 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の取扱いに関する事項
- 5 火気の始末
- 6 盗難の予防
- 7 交通の状況
- 8 防疫、清掃の心得
- 9 被災者に有益な情報
- 10 その他

第3 市民への災害情報の提供

1 初動期の広報

地震発生直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に行うとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

- ① 市本部の震災対策状況
- ② 市民に対する避難勧告、指示等に関する事項
- ③ 災害救助活動状況
- ④ 被害状況と被害拡大防止に関する事項
- ⑤ 県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- ⑥ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- ⑦ 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ⑧ 電気、ガス、水道、電話等の状況
- ⑨ 流言、飛語の防止に関する情報

2 生活再開時期の広報

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせ、それぞれの対象者に広報を実施する。

(1) 生活再開時期の広報の内容

① 第1時期（3日～1週間程度）

地震災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を避難所を中心に広報する。

- ・ 電気、ガス、水道等の復旧状況や、それに伴う火災等の二次災害防止に関する情報
- ・ 公共交通機関の復旧情報
- ・ 生活の基礎情報
- ・ 安否情報

- ・ 相談窓口開設の情報

② 第2時期（2～3週間目）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。

③ 第3時期（4週目以後）

避難所での避難生活が仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。

- ・ 災害関連の行政施策情報
- ・ 通常の行政サービス情報

(2) 生活再開時期の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての臨時印刷物等による広報を中心に、避難状況別に広報手段を用いて広報する。広報紙等は、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として、非常に有効であることから、迅速に広報紙等を発行する。

① 避難所の市民への広報

- ア 広報紙等の配布
- イ 防災行政無線や広報車による伝達
- ウ 掲示板への掲出（広報紙、伝達情報等）

② 避難所外の市民への広報

- ア 地区行政センター等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出
- イ 防災行政無線による伝達
- ウ 報道機関への情報提供による広報

③ 市外避難者への広報

- ア 当初は、報道機関への情報提供による広報を行う。
- イ その後、避難先が確認された以降は、市ホームページ、メール配信サービス等による広報をできる限り迅速に実施する。

3 要配慮者への広報活動

聴覚・視覚障害者や外国人などのように災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して、広報に努める。

(1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（市ホームページ等）やテレビでの文字放送、手話放送、テロップ、ファクシミリ等による広報に努める。視覚障害者へは、防災行政無線、広報車、ラジオ等で情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、国際交流協会、国際交流基金日本語国際センター、入国管理事務所及び外国人団体等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報を行う。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くように努める。

第4 災害広報の協力要請等

1 報道機関への災害情報の提供

本部対策班は、報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。また、報道機関等に対し、一定時間ごとに災害情報を発表する。また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問合せ等に対応する。

(1) 地域の被害状況等に関する情報

- ① 死傷者に関すること。
- ② 火災等の発生に関すること。
- ③ 立入禁止区域、避難区域に関すること。
- ④ 公共交通機関、道路被害状況に関すること。

(2) 市における避難所に関する情報

- ① 避難情報に関すること。
- ② 避難所に関すること。

(3) 地域の応急対策活動状況に関する情報

- ① 救護所の開設に関すること。
- ② 交通機関、道路、電気、水道等の復旧及び、それらの二次災害防止に関すること。
- ③ 給水及び給食に関すること。
- ④ 防疫に関すること。
- ⑤ 各種相談窓口の開設に関すること。

2 災害警報等の放送要請

災対法第57条に基づく気象警報等の放送要請については、本部対策班が県を通じ、NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は、市から直接要請する。

また、(株)飯能ケーブルテレビに対しては、直接市が放送を要請する。

資料編 第2章 資料1 防災関係機関連絡先一覧

第5 広聴活動

1 臨時相談窓口の設置

市は、被災者の悩みや不安などを聞き、助言などを行うため、状況に応じて市役所、避難所等に臨時相談窓口を設置し、被災者から寄せられる相談、要望、問合せ等に対応する。

また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。

2 広報の実施

臨時相談窓口等を設置した場合は、防災行政無線等により市民に対して周知を図る。

第 5 節 自衛隊災害派遣要請計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第21節 自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第 6 節 県防災ヘリコプター出場要請計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第23節 県防災ヘリコプター出場要請計画」を準用する。

第 7 節 応援協力要請計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第5節 応援協力要請計画」を準用する。

第 8 節 要員確保計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第20節 要員確保計画」を準用する。

第 9 節 災害救助法適用計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第4節 災害救助法適用計画」を準用する。

第 10 節 水防計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第10節 水防計画」を準用する。

第 11 節 消防活動計画

市における消防の体制は、一部事務組合である消防局及び消防団である。

災害時の消防活動については、埼玉西部消防組合警防規程等に基づき実施する。

なお、活動に際しては、消防は全機能をあげて人命の安全確保を最優先に出火防止、初期消火及び延焼拡大防止に当たるとともに、救助・救急活動を実施し、その活動は市（市本部）と密接な連携のもとに展開する。

12節 救急救助・医療救護計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第13節 救急救助・医療救護計画」を準用する。

第 13 節 避難計画

活動の方針

地震による建物倒壊や火災の延焼等により、市はその影響を受ける恐れのある場所から市民を退避させ、身の安全を図れる場所に誘導し、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。さらに、大規模災害時には、埼玉県以外の都道府県からの避難者も想定し避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第 1 避難情報の発令

1 実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び立ち退き先の指示は、次の者が行う。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

	実 施 責 任 者	根 拠 法 令	適用災害
指 示	市長	災対法第60条	災害全般
	知事、その命を受けた県職員	水防法第29条 及び地すべり等防止法第25条	洪水
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	警察官	災対法第61条 及び警察官職務執行法第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般

避難指示：居住者等を避難の為立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対する直接強制権はない。

2 避難情報の発令

(1) 市長

市長は、地震により被害が発生し、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、市民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うとともに、西部地域振興センターや警察等の関係機関に通知又は連絡する。

(2) 知事又はその命を受けた県職員

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の市民に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。

(3) 警察官

警察官は、災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長若しくはその権限を代行する市職員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がそ

の場にはいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をする。

3 避難の情報の周知

避難情報の発令を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて市民等に周知するものとする。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難情報の明示内容

- ① 要避難（退避）対象地域 ② 避難（退避）理由

第2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、その旨を関係機関及び市民に周知する。

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 市長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防職員又は消防団員 ② 警察官（注2）	命令で定める以外の者
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1）市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2）①に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3）災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、①及び②がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注4）知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代って実施しなければならない。

第3 避難誘導

1 避難情報の伝達

市民に対し、避難情報を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民及び来訪者等に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

(1) 災害の発生状況に関する状況

① 災害が発生したこと

(発生場所や時刻など具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。)

② 災害の拡大についての今後の見通し

(2) 災害への対応を指示する情報

① 危険地区住民への避難指示

② 避難誘導や救助・救援への市民の協力要請

③ 冷静に行動すること

2 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋りょう、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するよう自主防災組織等に助言する。

3 避難の誘導

(1) 避難の誘導は、自主防災組織等が地域の実情に応じ避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には必要により、消防団、警察、自衛隊等へ協力を依頼する。

(2) 病弱者、傷病者、障害者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合し、車両等により輸送する。

(3) 火災等で避難所が危険となった場合あるいは危険となるおそれがある場合は、他の避難所に誘導する。

4 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序による。

(1) 病弱者、傷病者、障害者

(2) 高齢者、幼児、児童

(3) 上記以外の一般市民

(4) 防災活動従事者

5 携帯品

避難に当たっては、次の事項を所持するよう指示する。

(1) 身分証（住所、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）を携行する。

(2) 1日分程度の食糧、着替え、水筒（飲料水）、手ぬぐい、ちり紙、懐中電灯、救急薬品、マスク、消毒液、貴重品、携帯ラジオ等を携行する。

(3) 服装は軽装とし、素足を避け、帽子、雨具及び必要に応じて防寒具等を携行する。

(4) 非常持ち出し品は、平時から用意しておくこと。

6 要配慮者への支援

- (1) 避難行動に時間を要する要配慮者については、あらかじめ避難準備情報を発令し、要配慮者の安全な避難行動を支援する。
- (2) 避難立ち退きの誘導は、負傷者、要配慮者を優先して行う。
- (3) 要配慮者が安全に避難できるよう、近隣住民のほか、消防団、自主防災組織、自治会等に対して介助等の必要な避難支援を行うよう協力を依頼する。

7 避難終了後の確認措置

- (1) 避難情報を発令した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとる。
- (2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で人命救助のため特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

第4 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

(1) 開設の趣旨

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならないものを、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。また、災害発生による不安により、当該地域の市民からの要請があった場合、避難所を開設する。

(2) 開設の時期

- ① 災害発生により、被災者が避難の必要を認めるとき。
- ② 災害発生のおそれがあり、避難指示等が出されたとき。
- ③ その他必要と認めるとき。

(3) 開設の方法

警戒体制の開設避難所 (地震時の基準：震度5弱以上)	被害の状況を勘案して副市長が必要に応じて設定する。
非常体制の開設避難所 (地震時の基準：震度5強以上)	指定してあるすべての避難所とする。

- ① 基本的には市指定の避難所を使用するが、指定避難所が災害により使用不可能な場合や倒壊等、延焼等の危険が予測される場合は、付近の旅館、飲食店、神社、仏閣等の既存建物応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得難いときは、天幕を借り上げて開設するものとする。

開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

- ② 災害対策本部長は、避難所を開設したときその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。
- ③ 災害対策本部長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に連絡する。

・避難所開設の目的、日時及び場所

- ・ 箇所数及び収容人員
- ・ 開設期間の見込み

2 避難所の管理運営

飯能市は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し自主防災組織と協力しながら、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営については以下の点に留意し適切な管理運営を行う。

(1) 避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成して避難者の氏名、人員等を把握するとともに、食料・物資の需要を把握するものとする。

物資の不足が見込まれる場合は県及び他の自治体に応援を要請するほか、協定を締結している企業等に支援要請を行い、必要数量の確保を図る。

(2) 通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため通信手段の確保に努める。

(3) 避難所の運営

避難所運営管理責任者を避難所ごとに定める。

避難所の運営に当たっては、避難者の自主的運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性が参加できるよう配慮する。

(4) 要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、授乳スペース等を避難所開設当初から設置するよう努める。

また、女性の相談員、福祉相談員の配置もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。

(5) 要配慮者等に対する必要な物資の備蓄と人的支援（介助）

要配慮者のために必要な物資等は速やかに調達できるように体制を整備するよう努めるほか、介助に必要な人員の確保に努める。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等】

高齢者	紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー、マイクロファイバータオル、ブランケット、子ども用ふとん、毛布、エマージェンシーシート、アレルギー用粉ミルク、オマル等
肢体不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者/ 内部障害者	膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ
聴覚障害者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ、コミュニケーション支援ボード
視覚障害者	白杖、点字器、ラジオ
知的障害者 精神障害者 発達障害者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード

(6) 生活環境への配慮

避難所における生活環境に注意し、良好な環境の確保に努め、プライバシーの確保に配慮する。

(7) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態や多様なニーズを十分把握し保健師等による健康相談の実施体制、医師の派遣等必要な措置を講じる。

また、高齢者や要配慮者等の健康状態については、特段の配慮を行い福祉避難所の入所、医療機関への移動など必要な措置を行う。

3 避難者と共に避難してきた動物（ペット）の取り扱い

避難者と共に避難してきた動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）については、避難所には様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室内への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、敷地内の別施設（倉庫等）において余裕がある場合は、当該避難施設に避難する避難者の同意のもとに、居室以外のスペースを設け飼養させることができるものとする。

動物への給餌、排泄物の清掃等飼育・管理は、当該動物を連れてきたものが全責任を負うものとし、居室以外の専用スペースで飼養した場合、避難所の閉鎖や避難所の移動等の場合は、当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させ全責任を負うものとする。

4 広域一時滞在

災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

また、県は、都道府県外広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合、市からの協議に

基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

5 避難所の閉鎖

避難所は、災害が収まり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅などによる生活再建の目途が立った時点で閉鎖する。

なお、避難所を閉鎖した場合は速やかに県及び関係機関等に報告する。

第5 要配慮者・外国人安全確保対策

風水害・事故対策編第3章第15節「要配慮者等の安全確保対策」に準ずる。

第6 救助法適用時の費用等

避難所設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲において県に請求する。

第 14 節 交通対策計画

活動の方針

震災時における交通規制、緊急通行車両の確認等については、風水害・事故災害対策編第3章第11節「交通対策計画」に定めるところによるが、本節では、地震発生時における警察に対する警備活動及び交通規制の要請、運転者がとるべき措置等について定める。

第 1 警備活動及び交通規制の要請

警察による地震発生直後の初動期の警備活動及び交通規制措置は、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、人命の救助等に極めて重要である。市は、警察と緊密な連携を図り、地震災害の状況により、警察に対して警備活動及び交通規制の実施を要請する。

第 2 運転者のとるべき措置

地震が発生した場合は、運転者は次の措置をとるものとするが、市はあらかじめ当該事項を市ホームページ等で周知を図るとともに、地震発生時には防災行政無線等で周知を図る。

1 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとる。

- (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかに移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができることとなっている。（災対法第76条の3第2項）

第 15 節 緊急輸送計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第19節 緊急輸送計画」を準用する。

第 16 節 食料、生活必需品及び飲料水の供給計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第16節 食料、生活必需品及び飲料水の供給計画」を準用する。

第 17 節 帰宅困難者支援対策

活動の方針

多くの市民が本市から他市町村や東京都等に通勤、通学しているため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など本市外で帰宅困難になることが予想される。

帰宅困難となった通勤、通学者、また本市への来訪者等に対し、市は、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第 1 帰宅困難者支援体制の整備

1 一時滞在施設の確保

市は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

市は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

また、駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置、運営を進め、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

2 訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。また、訓練を通して市民への啓発のほか、隣接している市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

第 2 情報提供等

市は、大規模地震の発生に際して、簡易地図等の配布、市ホームページ、メール配信サービス、防災行政無線等、駅前のデジタルサイネージ、緊急速報メールなどを通じて、帰宅困難者に交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

また、駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供にも取り組む。

第 3 一時滞在施設の開設・運営

市は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し駅周辺に滞留者が発生した際に、市有の一時滞在施設の開設・運営、市有施設以外の一時滞在施設の開設依頼、一時滞在施設の開設情報等の収集、提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者対策協議会も活用しつつ、駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保、路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導を行う。

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞

在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、自助、共助の点から、状況により受け入れた帰宅困難者も含めた運営をする。

■一時滞在施設の運営の流れ

- ・建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
- ・施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- ・施設利用案内等の掲示
- ・電話、特設公衆電話、FAX 等の通信手段の確保

第4 帰宅活動への支援

市は、混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

徒歩帰宅者を支援するため、帰宅支援協定を結んだガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に対し、一時休憩所としての利用を要請する。また、地域の避難所は、地元の避難者で満員になることが想定されるため、地域の避難所とは別に徒歩帰宅者のための一時滞在施設の確保に努める。

第 18 節 行方不明者の搜索、遺体の処置及び埋・火葬計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第14節 行方不明者の搜索、遺体の処置及び埋・火葬計画」を準用する。

第 19 節 環境衛生計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第22節 環境衛生計画」を準用する。

第 20 節 応急仮設住宅対策

「風水害・事故災害対策編―第3章―第17節 応急仮設住宅対策」を準用する。

第 21 節 障害物除去計画

「風水害・事故災害対策編―第3章―第18節 障害物除去計画」を準用する。

第 22 節 都市施設等の応急対策

活動の方針

社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設や、応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物などの機能を迅速に回復するため、市は、関係機関と相互に連携を図って応急対策を実施する。

第 1 公共建築物

1 応急対策指導

市は、各公共施設等の管理者に対し、地震災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保並びに自主的な災害活動による被害の軽減を図り、また、震災後における災害復旧が順調に行われるように、次のような措置を講じるよう指導する。

- (1) 避難対策については、綿密な計画を立てて万全を期する。
- (2) 地震発生時における混乱の防止措置を講じる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救護を第一とする。
- (6) 被害状況を担当部に報告する。

2 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

(1) 危険度判定の目的

被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保するもの

(2) 危険度判定の実施

各施設責任者からの被害状況報告に基づき、建築物の危険性を確認するための建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止と、建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

被災建築物の応急危険度判定を行う場合には、「飯能市被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、市は、直ちに判定実施本部を設置し、応急危険度判定士等の人員及び判定対象建築物の範囲等を定めた判定計画に従って、判定を実施する。

なお、市内において被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保できない場合は、近隣市町又は県（県土整備部、都市整備部）に危険度判定士の派遣を要請する。

資 料 編 第1章 資料6 ○飯能市被災建築物応急危険度判定要綱

3 被災度区分判定調査

各施設責任者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ県、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

なお、被災度区分判定調査とは、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

4 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第2 ライフライン施設

ライフライン施設の被害は、都市機能そのものをまひさせることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、応急対策並びに二次災害の防止等の活動を迅速に実施する。

1 上水道施設

給水班は、速やかに被害状況を調査把握し飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報の収集連絡体制を確立し、応急復旧を実施する。

(1) 応急給水対策

給水計画については、「風水害・事故災害対策編―第3章―第16節 食料、生活必需品及び飲料水の供給計画」を準用する。

(2) 応急復旧対策

給水班は、取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から避難所等に至る送・配水幹線の復旧を優先し、断水区間を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

① 水道施設の復旧順位

水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設などは優先して行う。

② 復旧用資機材の確保

復旧用の資機材については、平常業務との関連において事前に確保するものとし、市保有の備蓄資材で不足する場合は、県並びに近隣市町村等の協力を得て調達する。

③ 協力体制の確立

水道施設の復旧に当たり、資器材や人員が不足するときは、災害時協定等に基づき、関係者との連携による資器材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

資 料 編 第6章	○災害時の応急作業に関する協定書	(飯能市水道事業協同組合)
-----------	------------------	---------------

(3) 災害時の広報

地震災害時の応急復旧対策の実施状況や活動状況を、市民に適時・適切に広報する。

① 市民に対する広報は、広報車による巡回、市の防災行政無線のほか、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請するなど、あらゆる手段で実施する。

② 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急復旧の現状と見通しその他必要と認められる事項とする。

2 下水道施設

下水道班は、下水道施設が被害を受けた場合、早急に下水道施設の緊急点検を行い、周辺施設等への影響を把握する。また、必要に応じて緊急措置を講じる。

(1) 緊急点検・措置

① 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者等からの情報、市民からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、緊急点検を実施する。

② 緊急措置

緊急措置については、道路や周辺へ与える影響を考慮し、管きょについては二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場及び処理場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急を実施する。

(2) 応急復旧対策

下水道施設の被害に対しては、汚水、雨水が速やかに流下するよう応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。緊急輸送道路及び汚水幹線の被害は、直ちに本復旧を行う。また、応急復旧に必要な最低限の資機材を確保する。

(3) 災害時の広報

上水道施設の広報に準ずる。

3 都市ガス施設（西武ガス（株））

地震災害によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、社会公共施設としての機能を維持することとする。

4 L P ガス施設（（一社）埼玉県 L P ガス協会西武支部）

地震により L P ガス施設に被害の発生のおそれのあるとき又は被害が発生した場合において、L P ガス施設の防護措置又は応急措置を講じるものとする。

5 電力施設（東京電力（株）川越支社）

東京電力（株）川越支社は飯能市防災会議の構成員として、地震災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限にするとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

6 通信施設（東日本電信電話株式会社 埼玉事業部）

地震災害時における通信途絶は、災害応急対策活動に支障をきたすとともに、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響は大きい。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、通信施設の確保、復旧等についての応急対策を確立するものとする。

第3 道路・河川施設の応急対策

風水害・事故災害対策編第3章第18節「障害物除去計画」の定めるところによる。

第4 鉄道施設の応急対策

地震災害時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講じることにより、輸送の確保を図るものとする。

第 23 節 文教・福祉施設対策計画

活動の方針

地震災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童生徒等への適切な措置を講ずる。

また、対策本部（学校災害対策本部、施設対策本部）等を設置し、市本部や関係機関と連携を図り、情報を収集し、教職員に周知させる。

第 1 児童・生徒の安否確認

小学校長、中学校長、幼稚園長（以下「学校長」という。）は、災害発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次のとおり実施する。

1 在校時に地震が発生した場合

(1) 児童生徒等の安全確保と被害状況の把握

学校長（不在時は代理する職の者）は、災害発生直後、児童生徒及び教職員の安全確認を行い学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し市教育委員会に報告する。

教職員は、児童生徒の安全確保を第一とし避難経路の確保と安全確認を行い、児童生徒の避難誘導を行う。

- ・「おかしもち」の約束（押さない・駆けない・喋らない・戻らない・近づかない）
- ・危険回避
- ・不安の緩和「大丈夫、落ち着いて」
- ・出口の確保、二次災害の防止

(2) 児童生徒等の避難

学校長（不在時は代理する職の者）は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは避難の指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させる。

① 避難行動中

迅速な安否確認、避難指示（避難先、行動）、安全指示（頭部の保護、「おかしもち」の約束）、児童生徒の名簿の携帯

② 校舎外等安全の確保がされた段階

整列、点呼、安否報告、不安の緩和、負傷者がいた場合の応急手当

(3) 児童生徒の引渡し

学校長は児童生徒を帰宅させることとした場合、名簿により児童生徒等の人員・氏名を確認の上、通学班等あらかじめ定めた方法により帰宅させる。

ただし、飯能市地域で震度5弱以上の地震発生時には、学校内で保護する。

(4) 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保

護者へ連絡し、その措置内容について市教育委員会へ速やかに報告する。市教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

2 通学時、下校時に地震が発生した場合

(1) 安全学習

児童生徒が登下校中に、大規模な地震が発生した場合、児童生徒自身が身を守る行動が取れることが必要であることから、安全学習として必要な行動を事前に学習する。

① 揺れている最中

- ・ 落下物から身を守る。
- ・ 公共交通機関（バス・電車）では運転手や駅員の指示に従う。
- ・ 危険な場所に近づかない。

② 揺れが収まったら

- ・ 学校か自宅の近い方に避難する。（周囲の状況を判断して）
- ・ 自助と共助の実践

3 夜間・休日等の児童生徒が不在時に地震が発生した場合

(1) 被害状況の把握

災害発生後、学校長及び非常参集した教職員は、学校施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに以下の項目を調査し、市教育委員会へ報告する。

- ① 危険物・化学薬品等
- ② 施設の管理・点検
- ③ 重要書類の管理・点検
- ④ 電話回線・インターネット回線
- ⑤ ライフライン

(2) 児童生徒、教職員の安否確認

児童生徒の安否確認については、地震発生当初の混乱段階では困難であることが想定されることから、PTAの協力を得て行う。

具体的には、混乱が収束した段階で学校と保護者との連絡網等を活用し行いその結果については教育委員会に報告する。

(3) 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市教育委員会へ速やかに報告する。

第2 避難所の開設支援

学校長は、地震災害より市民の避難が想定される場合、（市域でおおむね震度5弱程度以上）については、直ちに児童生徒の安全を確保するとともに、避難所の開設支援を行う。

1 在校時に地震が発生した場合

(1) 立入り禁止区域等の設定と利用区域

- ① 地震により学校内のすべての建物について、大きな亀裂やゆがみ、窓ガラスの破損、外壁材及び天井材の落下、剥離、照明器具等の点検を行い、一部でも破損が認められる場合は、一定の範囲について立入り禁止の処置をとる。施設の被害程度が広範に亘り著しい場合は、

避難所の開設を行わず、別施設を検討する。

- ② 学校管理に必要な区域として概ね以下の区域に避難者の立入りを制限する。(校長室・職員室・事務室等を立入り制限区域とする)

- (2) 児童生徒の活動利用区域

児童生徒が在校中の場合は、一般避難者と分けて区域を設定する。

- (3) 避難者利用区域（優先開放順位）

体育館、集会室等広い空間が確保できる場所を優先する。

- 2 夜間・休日等教職員不在時に地震が発生した場合

学校長は、速やかに学校に駆けつけることとするが、ただし困難な場合は、住居が学校に近い教職員を指名し初動対応を行うこととする。

- 3 鍵の管理

避難施設となる体育館の鍵については、地域の地区行政センターでスペアキーを保管する。

- 4 避難者の組織作り

初動対応は、教職員及び市職員が担い、混乱が収束した段階では、地域の自主防災組織を中心に運営する体制を整え、学校は後方支援を行う。

第3 応急教育

- 1 応急教育の準備

校長等は、できるだけ速やかに応急教育が実施できるよう、次の措置を行う。

- (1) 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する。
- (2) 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (3) 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- (4) 応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。
- (5) 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記（4）に準じた指導を行うように努める。
- (6) 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (7) 校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

- 2 応急教育の方法等

- (1) 文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は早急に補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

- (2) 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

(3) 応急教育の方法

- ① 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ② 被害の程度により臨時休業の措置をとることも予想されるので、授業のできなかった時間について補習授業等を行い、その万全を期する。

(4) 給食等の措置

- ① 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。
- ② 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ③ 学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意するものとする。
- ④ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

(5) 教職員等の確保

教職員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、市教育委員会は次の方法により、教育の確保の応急措置を実施する。

- ① 各学校において、教職員の出勤状況に応じ、一時的な教職員組織体制を整える。
- ② 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- ③ 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講じる。

3 その他、生徒指導等

(1) 登下校時の安全確保

教育活動の再開に当たっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

(2) 心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

(3) 避難した児童・生徒の指導

避難した児童・生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康保持、生活や衛生指導を実施するように努める。

(4) 他地域に避難した児童・生徒の扱い

災害のため、多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び三学期において卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するよう国及び県に対し要請する。

第4 教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童・生徒等に対する学用品の給与は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並び

に実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

1 給与の対象者

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行う。

2 給与の範囲

学用品の給与は、被害の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(1) 教科書（教材を含む。）

(2) 文房具

(3) 通学用品

3 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

4 給与の実施

学用品の調達、配分等は、市が行うものとする。ただし市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給するものとする。

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

5 救助法適用時の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

資 料 編 第8章 資料1 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

第5 社会教育施設の応急対策

- 1 各施設管理者は、災害発生直後、火災の防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- 2 利用者の被災状況、施設の被害状況について施設班に報告し、必要な指示を受ける。

第6 社会福祉施設の応急対策

社会福祉施設のほか保育所（園）においても、安否確認、避難所の開設等の措置については、「第1 児童・生徒の安否確認」「第2 避難所の開設支援」を準用する。

1 社会福祉施設の応急措置

(1) 安否確認・所在の把握

災害発生直後、社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定められた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

(2) 施設の応急措置

施設管理者は、災害発生直後に施設の被害、地盤災害などを調査把握し、必要な応急措置を講じる。また、施設被害状況及び応急措置の内容を速やかに総務対策部庶務班に報告する。

(3) 要配慮者の受入れ

被災地に隣接する地域の福祉施設の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で救護の必要性の高い被災者を優先し、受入れに努める。

(4) 被災社会福祉施設等への支援要請

① 被災社会福祉施設等の管理者は、食料、生活必需品及び飲料水、また介護要員等の不足数について把握し、近隣施設に支援を要請する。また、県及び近隣市町村への要請は、総務対策部庶務班が窓口となり実施する。

② 多数の被災者受入れにより、食料、生活必需品及び飲料水、また介護要員等の不足が生じる場合、上記アに準じて支援を要請する。

(5) 社会福祉施設等への市の支援

① 市長は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が実施されるように各事業者へ要請する。

② 市長は、ライフライン復旧までの間、食料、日常生活用品及び飲料水の確保のための措置を講じる。

③ 市長は、県ボランティアセンターへの情報提供等により、不足する介護要員等の確保に努める。

第7 文化財等の応急対策

施設班、市教育委員会は、国、県、市指定の文化財及び登録文化財に被害が発生したことを確認したときは、次の措置を講じる。

- 1 国、県指定文化財は、県教育委員会に報告して指示を受け、市が管理者になっているものについては市が、また、それ以外のものは、所有者又は管理者が、それぞれ指示に従い応急措置を講じ、被害拡大を防ぐ。
- 2 上記のことを進めるに当たっては被害状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 3 市指定文化財及び登録文化財にあつては、所有者又は管理者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記に準じて措置する。
- 4 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て、管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

資料編 第8章 資料3 指定文化財一覧

第24節 要配慮者等の安全確保対策

「風水害・事故災害対策編－第3章－第15節 要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

第4章 震災復旧復興対策計画

第1節 復興に関する応急対応

「風水害・事故災害対策編―第4章―第1節 復興に関する応急対応」を準用する。

第2節 復興への条件整備

「風水害・事故災害対策編―第4章―第2節 復興への条件整備」を準用する。

第3節 住まいと暮らしの再建

「風水害・事故災害対策編―第4章―第3節 住まいと暮らしの再建」を準用する。

第4節 安全な地域づくり

「風水害・事故災害対策編―第4章―第4節 安全な地域づくり」を準用する。

第5節 産業・経済復興

「風水害・事故災害対策編―第4章―第5節 産業・経済復興」を準用する。

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

【基本方針】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和7年7月1日現在で、1都2府27県723市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

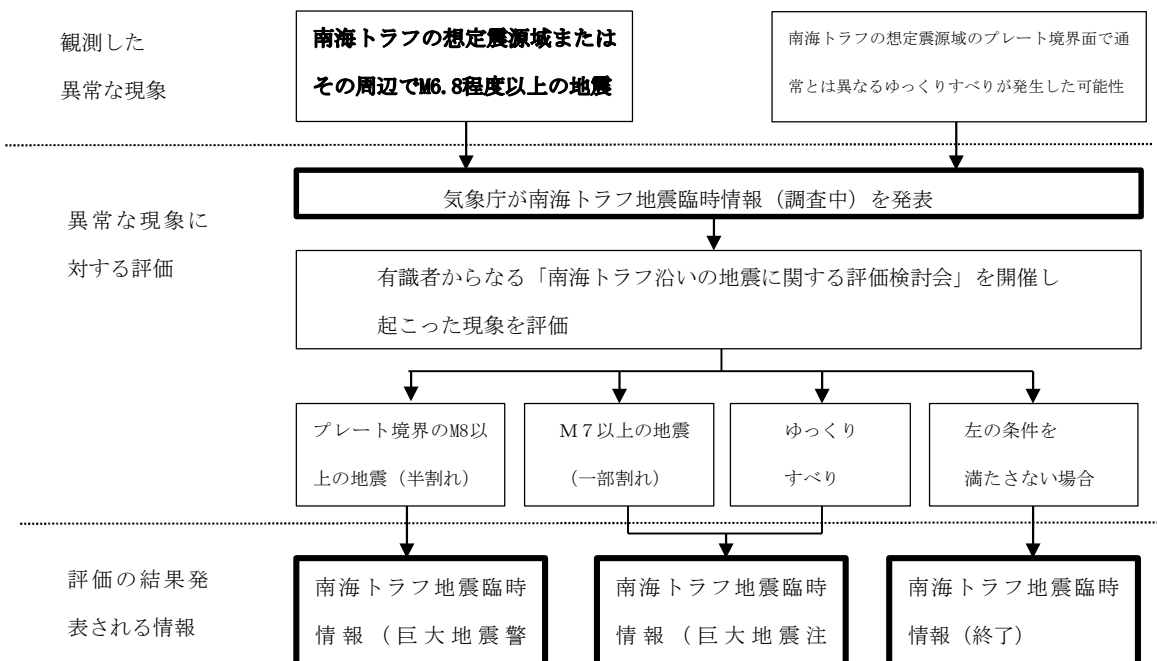
このため「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達 【防災危機管理課】

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連開設情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報伝達する。

[南海トラフ地震臨時情報発表の流れ]



第2 市民、企業等への呼びかけ（関係各課）

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適正に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

企業等の防災対応

○日頃から地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、「震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

資	料	編	第6章	大規模災害時における相互応援に関する協定書（所沢市・狭山市・入間市）
資	料	編	第6章	大規模災害時における相互応援に関する協定書（日高市）
資	料	編	第6章	大規模災害時における相互応援に関する協定書（茨城県高萩市）
資	料	編	第6章	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書（いるま野農業協同組合）
資	料	編	第6章	災害時における生活必需物資の提供等に関する協定書（㈱マミーマー ト）
資	料	編	第6章	災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定書（埼玉県トラック 協会いるまの支部）

第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、市や県等の防災対策は、比較的局地的な地震を想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

震災対策編の第1章から第4章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは基本的には「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、何としても市民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる埼玉県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行い、市はそれに協力していくことになる。市域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

①命を守るのは「自分」が基本～大震災では家具が凶器になります～

シビアな状況	市や埼玉県、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。 しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。 発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。 また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。 被害想定調査では、立川断層帯地震（破壊開始点：北）により市内に173人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では最大の場合、3万人以上の重傷者の発生が想定されています。 緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数となります。
課題	家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。
対策の方向性	家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 地震に備えた防災総点検を行う。

②支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況	総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。 犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。 また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。 しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要です。
課題	発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。
対策の方向性	救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③火災から命を守る

シビアな状況	関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。 延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では100か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。一方、首都直下地震（都心南部地震）にかかる国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万2千人、建物倒壊と合わせ最大約1万8千人の死者とされています。シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、市民への被害が多くなります。【参考：東京都被害想定（令和7年5月）】
課題	消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。 消防機関の現場到達を早める。 火災から逃げ遅れる人をなくす。
対策の方向性	自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。 被害や危険地域の正確な把握と、市民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。 道路啓開や交通規制を行うため県、警察、協定締結先企業と協力し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

④首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況	東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。 発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4カ月を要しました。 これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1カ月以上続くことも想定しなければなりません。大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます。公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し市災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。
課題	災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。
対策の方向性	災害対策本部が設置される市庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。 ライフライン事業による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。長期避難を想定し市内避難所の環境を向上させる。

⑤その時、道路は通れない

シビアな状況	首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。 また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもあります。これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。
課題	被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。
対策の方向性	市外からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥デマやチェーンメールは新たな災害

シビアな状況	東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険です。
課題	情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。 政府、行政による正確な情報発信が不足する。 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。
対策の方向性	電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。市は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑦超急性期医療と慢性疾患の同時対応

シビアな状況	阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。国の都心南部直下地震の被害想定では、首都圏で最大約9万8千人の負傷者が発生する見込みです。医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。 また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。
課題	首都圏約9万8千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。
対策の方向性	医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 一定の安全を確保した上での市民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。 市立病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を進める。 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。

⑧都心からの一斉帰宅は危険

シビアな状況	埼玉県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行いました。 まず埼玉県外で帰宅困難になる埼玉県民の発生数は、136万人であると推計しました。そのうち88万人は東京23区内で被災します。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になります。 飯能市民も最大で1万人以上が帰宅困難になると見られています（平成26年埼玉県地震被害想定調査報告書－立川断層帯地震・破壊開始点：北）。県東部から飯能市への帰宅ルートにあたる川越市では31万人の徒歩による通過者が見込まれ、たどり着くことは容易ではありません。また、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられます。発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になります。
課題	余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる。 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。
対策の方向性	県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。 都内にいる市民も含め、市内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。 徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

⑨危険・不便な首都圏からの避難

シビアな状況	国の被害想定（令和7年12月）では、冬の夕方発災、風速8m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に最大約270万人、2週間後に最大約480万人の避難者が発生すると想定されます。 1か月後でも、最大約300万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者は更に増加することになります。 また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営は更に難しくなります。 道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、埼玉県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。
課題	避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。
対策の方向性	県は、以下の手順で都内からの避難者を受け入れる。 ・発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。 ・計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。 ・九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、埼玉県内市町村との受入調整を行い、埼玉県内または群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。 ・発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。 ・被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。 飯能市は、被災が軽微又は被災していない場合において、県に協力して広域避難の援助を行う。

⑩助かった命は守り通す

シビアな状況	大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。 東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。 例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。
課題	配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。
対策の方向性	避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

⑪食料が届かない

シビアな状況	東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間埼玉県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、1人1日約1食になります。道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。 また、在宅避難者には支援が届きづらいという問題もあります。シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。
課題	広域物資供給体制の整備 広域緊急輸送体制の整備
対策の方向性	被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。 国や他都道府県からの応援を災害受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、県を通じて受領、被災者への支給を実施する。 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 複合災害も視野に入れ、市の備蓄を十分に行う。

⑫災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況	災害の連鎖の防止することが重要です。一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。 ・東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。 ・港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。 ・工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。 ・日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。 すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておく必要があります。
課題	災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。
対策の方向性	各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。